

第2次石垣市男女共同参画計画

いしがきプラン

みーごらん ひびごらん
～女も男も ともに輝く社会へ～



いしがきを男女共同参画のまちに

はじめに

今日、わが国では、高度経済成長から緩やかな成長の時代に移行するとともに、少子高齢化、高度情報化、国際化等が、急速に進行しています。

こうした変化に伴って、国民のライフスタイルや価値観が多様化し、社会全体で、従来のしくみや考え方の見直しが迫られるという時代の大きな変革期を迎えています。

こうした中で、将来に夢と希望を持てる新しい石垣を創るためには、女性も男性も個人の意欲と能力に応じて多様な生き方を選択でき、創造力を発揮できる社会環境を整えることが大切です。

石垣市では、これまでも、女性の社会参画や女性に関わる諸課題に積極的に取り組み、平成8年に、男女共同参画社会の実現をめざす「第1次いしがきプラン」を策定し、女性に関する施策の推進に努めてまいりました。このたび、男女共同参画施策の“さらなる実行”のため「第2次いしがきプラン」を策定しました。

このプランは、男女の人権が等しく尊重されるとともに、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる機会の確保のもとに、男女が対等な立場で、家庭、学校、職場や地域などあらゆる分野の活動に参画し、「男女共同参画社会」の実現をめざし、取り組む施策の方向性を示したものであります。

策定にあたりましては、専門的な見地から石垣市男女共同参画会議の活発なご協議や、パブリックコメントを実施する中で多くのご意見やご提案をいただきました。とりわけ、石垣市男女共同参画会議委員の皆様には、貴重なご提言をいただき心からお礼申し上げます。

その施策の実行にあたっては、市民や事業者の皆様方の主体的な取り組みと連携、協力が必要であり、多くの智恵とエネルギーを結集し推進を図ってまいりたいと考えております。

今後も本プランを効果的に推進するため、市民、地域、企業、民間団体、関係機関、行政が連携し、具体的な取り組みを行ってまいります。

皆様のご理解、ご協力を重ねてお願いいたします。

平成18年3月

石垣市長 大 濱 長 照

目 次

序 章 計画策定の背景

1	世界の動き	1
2	日本の動き	2
3	沖縄県の動き	4
4	石垣市の取り組み	5
5	社会・経済環境の変化	8
6	新たな課題・策定の必要性	10

第1章 計画策定の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	12
2	第2次「いしがきプラン」の策定の目的	13
3	計画の性格と役割	13
4	計画の期間	15
5	計画の名称	16
6	計画の策定方法	16
7	計画の構成	16

第2章 基本理念

1	基本理念	17
2	基本方針と目標	18
3	計画推進のための各主体の役割	19

第3章 計画の内容

1	計画の全体体系	20
	基本目標1 人権尊重、男女平等の意識づくりと実践の促進	22
	主要目標1 「いしがきプラン」の広報活動の推進	22
	主要目標2 人権と男女平等観に基づいた教育の推進	24
	主要目標3 人権としての性の尊重	28
	主要目標4 社会制度・社会慣習の見直し	32
	主要目標5 男女共同参画推進の条例化	34
	基本目標2 男女共同参画社会づくり	35
	主要目標1 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	35
	主要目標2 職場における人権の保障と平等の推進	38
	主要目標3 家庭生活・地域社会への男女共同参画の促進	40
	主要目標4 農山漁村における男女平等の促進	43
	基本目標3 安定した暮らしを作るための条件整備	46
	主要目標1 男女が働き続けられるための条件整備	46
	主要目標2 育児期の条件整備	50

主要目標 3	自立促進のための福祉の充実	54
基本目標 4	平和・国際交流・環境保全・文化の創造への参画促進	55
主要目標 1	平和への貢献	55
主要目標 2	国際交流の促進	56
主要目標 3	環境保全活動における男女共同参画の推進	57
主要目標 4	女性史の調査、研究	58

第 4 章 計画の推進

1	具体的施策の担当部署	59
2	男女共同参画行政庁内の推進体制の充実・強化	64
3	策定の手順と経過	65

資料編

1.	石垣市女性行政推進本部設置規程
2.	石垣市女性行政推進本部委員・ワーキンググループ委員名簿
3.	石垣市男女共同参画会議規則
4.	石垣市男女共同参画会議委員名簿
5.	「いしがきプラン」地域推進委員会設置要綱
6.	政治宣言（国連特別総会「女性 2000 年会議」）
7.	男女共同参画社会基本法（抄）
8.	男女共同参画基本計画（第 2 次）の概要
9.	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抄）
10.	雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（抄） （改正男女雇用機会均等法）
11.	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄） （女子差別撤廃条約）
12.	相談窓口の紹介
13.	用語の解説
14.	男女共同参画のあゆみ年表

序章 計画策定の背景

1. 世界の動き

(1) 国際連合と婦人問題

国際連合は、性に基づく差別の禁止を重要な目標の一つとして、「国連憲章（1945年）や「世界人権宣言」（1948年）を採択し、国連に婦人の地位委員会を設置して男女平等実現のための取組みをしてきました。「婦人の参政権に関する条約」をはじめ婦人に関する諸条約を採択し、各国においても男女平等のための法律や制度が整備されてきたものの事実上の平等はまだ達成されていない状況にあるため、1975年を「国際婦人年」と定め、女性の地位向上のために世界的規模の行動を行うことにしました。

(2) 国際婦人年と世界行動計画

国際婦人年には、メキシコシティにおいて「国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）が開催され、女性の地位向上を目指すための各国のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択され、各国が行うべきである10年間の活動指針を示しました。また、国連総会では、1976年から1985年までを「国連婦人の10年」とし、「平等・開発・平和」の目標達成に向けた取組みが提唱されました。

(3) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

1979年の国連総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）が採択され、1980年にコペンハーゲンで開催された「国連婦人十年中間世界会議」で署名式が行われました。この条約は、実質的な男女平等を実現するために、政治・経済・文化などのあらゆる分野で男性と女性が同等の権利を確保することを明らかにし、性による役割分担意識や女性に対する偏見を解消するための施策など国が講じるべき手だてを具体的に規定しています。

(4) 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略

1985年には、ケニアのナイロビで「国連婦人の十年最終年会議」が開催され、「国連婦人の十年」の成果を検討・評価するとともに、西暦2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択され、各国の経済情勢、婦人問題の実状に応じて婦人の地位向上のための効果的措置を実施する上でのガイドラインとなっています。

(5) 北京宣言と行動綱領

1995年には、北京で「第4回世界女性会議」が開催され、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。行動綱領は、「女性のエンパワーメント（力をつけること）」に関するアジェンダ（予定表）と位置づけられ、各国において、あらゆる政策や計画にジェンダーフリーの視点を反映させることを示しました。また、12の重大問題領域である「貧困、教育と訓練、健康、暴力、武力紛争、経済、権力及び意思決定、地位向上のための制度的な仕組み、人権、メディア、環境、少女」について、取り組むべき戦略目標と行動が示されました。

(6) 女性 2000 年会議

2000 年 6 月に、ニューヨークの国連本部で国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、21 世紀に向けた行動指針といえる「政治宣言」と「北京宣言と行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択されました。

女性に対する暴力や教育への取組みは、重要な課題であるとし、先進諸国による ODA の国際目標の達成、女子差別撤廃条約の完全批准、男女平等の推進に向けた男性の関与と共同責任の強調、NGO ・女性団体の役割と貢献について再認識し、5 年後の 2005 年に行動綱領等の実施状況を評価する会合を開催すること等が確認されました。

2. 日本の動き

(1) 国内行動計画

我が国においては、昭和 50 年（1975 年）の世界行動計画を受けて、同年、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題推進本部」を設置しました。昭和 52 年（1977 年）2 月には、向こう 10 年の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにする「国内行動計画」を策定し、積極的な推進を図ってきました。この結果、「国連婦人十年」の間に女性に関する施策の取組みは大きく前進し、「女子差別撤廃条約」の批准をはじめ、「男女雇用機会均等法」の制定や「国籍法」の改正などが行われ、特に法律、制度面での男女平等に関する整備は大きく前進しました。

(2) 新国内行動計画

昭和 60 年（1985 年）には、男女雇用機会均等法の制定、国民年金改正などの法律、制度面の整備を進め、あらゆる分野における性差別を撤廃し、法律や制度のみならず慣習も対象とした性別役割分担の見直しを掲げる「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に批准するとともに、昭和 62 年（1987 年）には、ナイロビ戦略を受けた「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定し、21 世紀における社会の安定と発展の実現に向け、「男女共同参画型社会システムの形成」を目指すことになりました。

(3) 男女共同参画推進本部

平成 6 年（1994 年）には、総理府（現内閣府）に「男女共同参画室」を新設するとともに、「婦人問題企画推進本部」を拡大発展させ全閣僚をメンバーとする「男女共同参画推進本部」を、さらには内閣総理大臣を諮問機関として、「男女共同参画会議」を設置するなど、国の推進体制を整備しました。

平成 17 年 10 月には、女性として初めての男女共同参画担当大臣が就任し、また、第 2 次男女共同参画基本計画が閣議決定され、平成 18 年度から新基本計画のスタートになっております。

(4) 「男女共同参画 2000 年プラン」の策定と関係法の改正

北京女性会議で採択された「行動綱領」や男女共同参画会議から答申された「男女共同参画ビジョン」を受けて、平成 8 年（1996 年）12 月に「男女共同参画 2000 年プラン」を策定し、平成 12 年（2000 年）までに政府が男女共同参画社会 実現に向けて取り組むべき施策を総合的、体系的に整備しました。また、平成 11 年（1999 年）4 月 1 日には「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」、「育児・介護休業法」の改正を行いました。

(5) 男女共同参画社会基本法

平成 11 年(1999 年)6 月、男女共同参画社会の実現に向け、基本的な理念や行政と国民それぞれが果たすべき役割をさだめた「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。この法律では、あらゆる分野において、男女共同参画社会の形成促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとしています。

また、平成 13 年(2001 年)1 月からの中央省庁等改革においては、内閣府(旧総理府)に男女共同参画審議会を改正した「男女共同参画会議」が設置されました。

(6) 男女共同参画基本計画

男女共同参画審議会の答申を受け、また、女性 2000 年会議で採択された「成果文書」を踏まえて、平成 12 年(2000 年)12 月、男女共同参画社会基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、平成 22 年(2010 年)までの長期的な施策の方向性ととともに、平成 17 年(2005 年)度末までの行政や国民が取り組むべき具体的施策などが示されました。

(7) 男女共同参画基本計画(第 2 次)

男女共同参画基本計画(第 1 次基本計画)期間中の取組みを評価統括し、目指すべき社会を留意した新しい基本計画「男女共同参画基本計画(第 2 次)」が平成 17 年 12 月に策定されました。新たな計画には、従来 11 の重点目標としていたものに、科学技術、防災などの取組みを必要とする新たな分野を加え 12 の重点分野をかかげてあります。期間は、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 ヶ年です。

(8) ストーカー規制法

平成 12 年(2000 年)11 月 24 日、つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置、ストーカー行為に対する処罰及び被害者に対する援助措置について定められた「ストーカー行為等の規制に関する法律(ストーカー規制法)」が施行されました。

(9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

わが国においては、日本国憲法で個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組みが行われています。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてきませんでした。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要です。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組みにも沿うものです。

このことから、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律が平成 16 年 2 月に制定されました。

3. 沖縄県の動き

沖縄県における女性施策の取組みは、昭和50年(1975年)の国際婦人年とそれに続く「国際婦人の十年」を契機とする国際的な動きや国内の取組みに基づき、昭和51年(1976年)に商工労働部労政課に婦人担当の専任職員が配置されたことにより始まります。

昭和52年(1977年)には、「沖縄県婦人関係行政連絡会議」「沖縄県婦人問題懇話会」が設置され、男女共同参画に関する総合的な推進体制が整備されました。その後、昭和54年(1979年)には、青少年婦人課が設置され、婦人行動計画づくりが始まり婦人行政の窓口となりました。昭和59年(1984年)には、「婦人問題解決のための沖縄県行動計画」が策定され、婦人の地位向上と県民福祉の向上が図られました。また、平成3年(1991年)には、全国で2番目となる女性副知事が誕生しました。

平成4年(1992年)には、女性行政の総合機能を強化するため、知事公室に「女性政策室」が設置され、これまでの「沖縄県婦人関係行政連絡会議」を廃止し、副知事を本部長とする「沖縄県女性推進本部」が発足しました。

平成5年(1993年)には、「男女共同参画社会の実現をめざす沖縄県行動計画～DEIGOプラン21～」が策定され、あらゆる分野において男女が等しく社会的責任を担い合い、21世紀の望ましい社会を展望する指針となりました。また、同年「財団法人おきなわ女性財団」が設立されました。

平成8年(1996年)には、男女共同参画社会の実現のための活動拠点として「沖縄県女性総合センター」(愛称“ているる”)を開館し、女性の自立や社会参加を促進するための施策を推進すると同時に学習活動の奨励と人材育成に努めてきました。

平成10年(1998年)には、国内の外における女性を取り巻く社会情勢が大きく変化していることから「男女共同参画社会の実現をめざす沖縄県行動計画～DEIGOプラン21～」が改定されました。

平成14年(2002年)には、「沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン21～」が新たに策定されました。

また、平成15年(2003年)には、「沖縄県男女共同参画推進条例」が制定され、男女共同参画施策を推進するための基本的な方向性が示されているところです。

D.....DEVELOPMENT	「開 発」
E.....EQUALITY	「平 等」
I.....INNOVATION	「変 革」
G.....GLOBAL	「地球規模」
O.....OKINAWA	「沖 縄」

4. 石垣市の取組み

本市は、女性の地位向上と男女平等意識づくりの推進のため、平成 8 年（1996 年）に第 1 次石垣市女性行動計画として、「いしがきプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。

市制発足以前から女性の地位を高め意識の向上をめざして、様々な女性団体が連携し、女性が抱えている問題の総合的な解決を求めて活動をしてきました。

平成元年度には「婦人」を「女性」に言い換えています。

本市としては、平成 2 年（1990 年）に開館した市立図書館で、県内でも初めてとなる女性問題図書コーナーを常設、また、社会教育課で女性問題をテーマとした婦人学級を開設するなど、県下でも先導的な試みを進めてまいりました。

そして、女性を中心とする多くの市民から「女性行動計画」の策定を望む声が高まり、平成 5 年（1993 年）に附属機関として「女性問題会議」が発足し、民生部民生課に担当窓口を置き、「石垣市女性行動計画」が諮問され、その後、平成 7 年（1995 年）に総務部企画室（平成 13 年機構改革により広報広聴課）へ、さらに、女性行政の窓口の充実と女性の地位向上を図るため、「女性行政係」を設置し行政組織として本格的に女性行動計画の策定に向けた取組みをスタートさせました。

また、平成 7 年（1995 年）には、本市の男女共同参画について、関係部課等の連絡調整を図り女性行政に関する施策を推進することを目的に「石垣市女性行政推進本部」を発足し、下部組織として「ワーキンググループ」を置き、女性行政の庁内推進体制を確立し、プランの推進、事業の進捗状況の点検など、女性行政の推進に努めてきました。

平成 8 年（1996 年）には、時代のすう勢の中で、本市女性行政の推進を背景に、世代、地域を越え、互いに協働し、一人ひとりがいきいきと暮らせる市民社会の実現をめざし「石垣市女性団体ネットワーク会議」が結成され、今日では、本市の女性の地位向上と男女共同参画社会の実現のために、ネットワーク化が図られました。さらに、女性が政策決定の場に関心を高め、社会参画を促進することを目標に、平成 9 年（1997 年）に、初の「女性模擬議会」を開催しました。

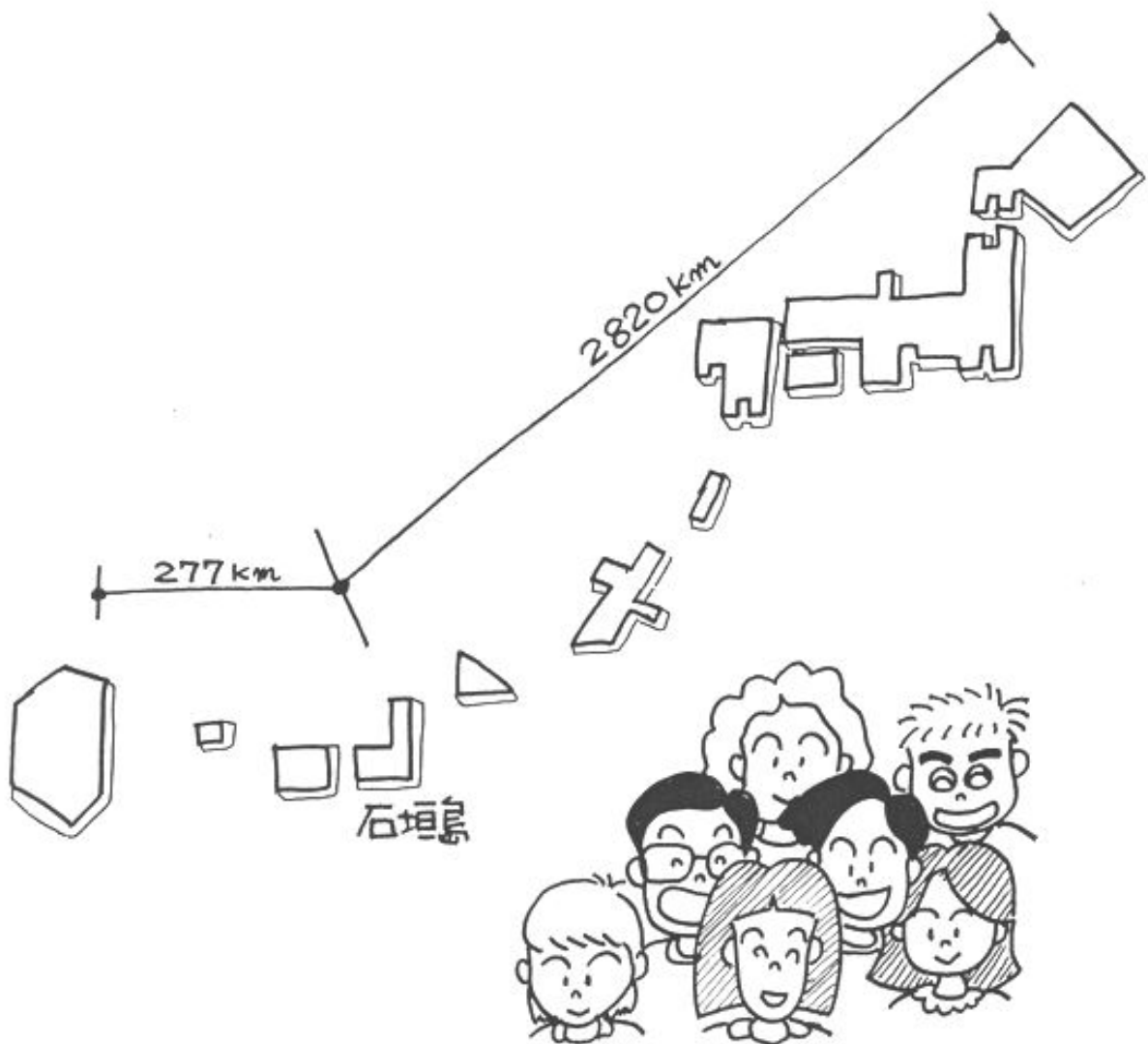
平成 13 年（2001 年）には、毎年開催している「女性週間」を「男女共同参画週間」に改め、「男女共同参画社会基本法」の基本理念に関する理解を深めました。このほか、「女性人材リスト」の作成、60 回におよぶ「男女共同参画講座（講演会）」の開催、市民参画による市職員で構成された「いしがきプラン地域推進委員会」によるフォーラムの開催、女性行政広報誌「まるごー」の発行も 22 号を数えております。また、今日ではすっかり定着した「まるごーフェスティバル」（石垣市女性団体ネットワーク会議主催）への積極的支援に努めてきました。

昭和 54 年（1979 年）9 月に始まった「沖縄県女性海外セミナー」の「女性の翼」事業には、これまで 16 人を派遣し、海外先進国の女性たちとの交流や意見交換を行ってきました。平成 13 年に「八重山女性の翼の会」が設立されております。そして、平成 14 年（2002 年）には、いしがきプランの策定当初から切望していた「女性相談員」が配置され、女性に関する相談・支援などを行い、引き続き相談体制の充実強化を図っていく必要があります。

平成 15 年（2003 年）には、石垣市附属機関設置条例の一部改正により、「石垣市女性問題会議」から「石垣市男女共同参画会議」に名称変更しました。これまで、10 年間、様々な施策を積極的に展開してきました。

しかし、男女差別の根源である固定的な性別役割意識が根強く残る慣習や社会制度を変えていくのは容易ではありません。近年、少子・高齢化の急速な進行や女性労働の増加など社会環境の様々な変化とともに、私たちの価値観やライフスタイルも多様化してきています。このような時代を見据えて、平成13年(2001年)度を初年度として策定した「石垣市第3次総合計画」では、基本構想実現の方法の一つとして「男女共同参画」を掲げています。21世紀を切り開いて行くためにも、女性の感性や活力が大きく期待されているからです。

この第3次総合計画と時を同じくして、「石垣市男女共同参画会議」から男女共同参画社会づくりに向けての基本計画である「第2次いしがきプラン」の策定についての提言がなされました。現在、国際的にも共通の課題となっている人権問題や少子・高齢化問題及び環境問題など、どれ一つとっても男性のみで解決できる問題ではありません。あらゆる分野に男女がともに等しく参画してはじめて、差別や不平等をなくし、潤いのある生活優先の社会が築けるものと確信しています。今後も、市民と行政が一体となり、石垣市を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組んでまいります。



「男らしさ、女らしさ」より「その人らしさ」を大切に誰もが伸び伸びと個性を発揮

女性の能力、経験等を活かした新しい事業の創造

石垣市が目指す男女共同参画社会

慣習や伝統にとらわれず、ひとりひとりの考えや責任のもとでの行動を尊重

政策・方針決定の場での女性の活躍とその能力を十分生かした社会

男女が相互の活動を支え合い仕事・家庭ともに責任を分担

男性の仕事中心の暮らしから家庭・地域への参画の促進

5. 社会・経済環境の変化

我が国の経済・社会環境の変化は、今歴史的な変換期にあります。将来にわたって豊かで安心して暮らすことができる経済・社会を築いていくためには、これまでの性別による固定的な役割意識を前提とした社会のあり方を改め、男女が共に社会のあらゆる分野に対等なパートナーとして参画することこそが肝要な条件であると認識され、男女共同参画社会の早急な実現が強く望まれています。

本市においても、諸情勢等や本市の状況を適切に見極め、この地域に応じた取組みを推進していく必要があります。

(1) 高齢化の進行

本市の平成 12 年（2000 年）の国勢調査によると 65 歳以上の人口は、15.4% を占め、県人口 13.8%、全国平均は、17.3% と高齢化が進んでいます。高齢化の進行は、少子化の進行と相まって、労働力供給の減少やその社会的扶養に関する負担が大きくなるなど、社会の活力の低下と、経済の停滞をもたらすことが懸念されています。

今後、社会・経済の円滑な運営を進める上で、女性の労働力に対する期待がますます高まっていると考えられます。

また、このような高齢化社会においては、高齢者が、これまで以上に社会の重要な構成員として、長年培ってきた知識・経験・技能を生かし、社会の様々な分野で活躍していくことが期待されています。

一方、増大する高齢者等の介護は、その 9 割近くが妻、嫁、娘たちの女性によって担われており、女性の社会参加を妨げる要因の一つになっています。こうした介護の負担を軽減するとともに、高齢期の男女が共に自立し充実した生活が送れるよう、社会的な支援体制の整備と高齢者の能力を社会の活力としていける体制づくりなどの環境整備が急がれます。

(2) 少子化の進行

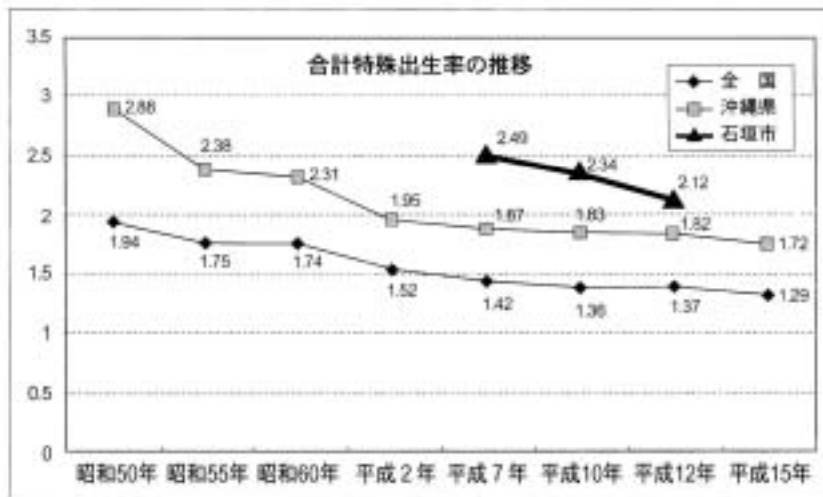
女性が生涯に生む子どもの数（合計特殊出生率）は、全国平均値（平成 14 年 2004 年）1.32 人に対して、本市は、2.12 人となっています。

現在の人口を将来も維持するのに必要とされている合計特殊出生率 2.08 人に対して、全国平均値は 1.37 人と低下しておりますが、本市においては、平成 12 年度 2.12 人、平成 14 年度（ベース推定値）2.12 人と横ばい状態で微弱ながら肩下がり の状態にあります。

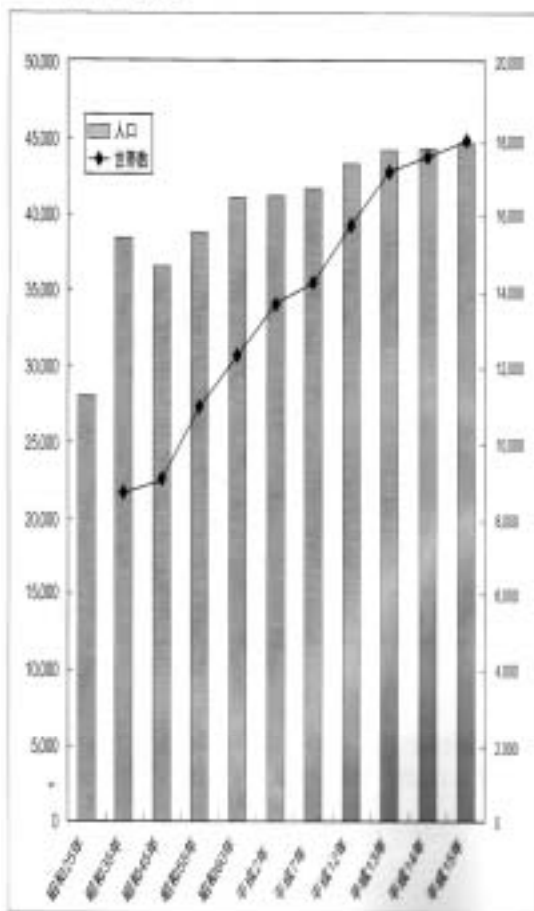
少子化の進展は、高齢化に一層拍車をかけるとともに、地域の活力低下等をもたらすことが懸念されています。

少子化の要因の一つとしては、個人の価値観の多様化という側面がある一方、核家族化や地域のつながりの希薄化など家庭や地域の変化等により子育てに係る経済的負担感や仕事と子育ての両立に対する負担感が大きいことなどが挙げられます。

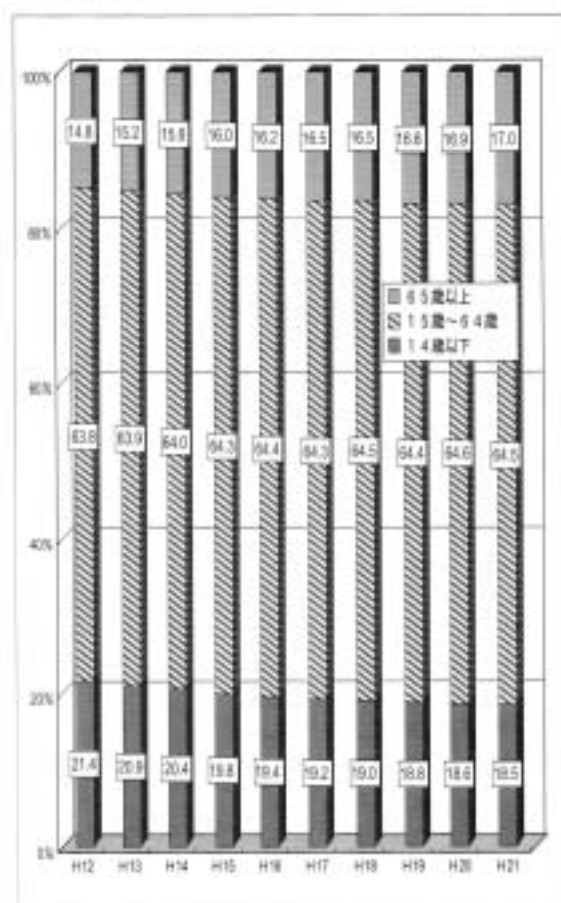
これに対応するためには、「男は仕事、女は家庭」というような固定的性別役割分担意識を見直し、男女ともに家庭と仕事を両立できるような生活へ転換していくなど、「子どもを持ちたい」と思う男女が安心して子どもを産み育てることができるよう社会全体で支援していくことが求められます。



人口・世帯数推移表



区分別人口の推移



資料出所：「石垣市子育て支援行動計画」
平成16年度

(3) 家族形態の多様化

高度経済成長期以降、1世帯あたりの世帯人員の減少と核家族化が進行してきましたが、近年、家族形態は多様化しています。従来の夫婦と子どもからなる核家族、夫婦と子どもと親の世代との三世帯世帯以外に夫婦のみの家族、ひとり親の家族、ひとり暮らしなど、様々な家族が出現しています。また、結婚に関する意識が変化し、初婚年齢が男女とも上昇するとともに、「必ずしも結婚しなくてもよい」とい

う考え方が若い女性ほど強くなっています。

この背景には、働く女性の増加、価値観や家族観の変化やライフスタイルの多様化があると思われませんが、従来の性別役割分業を基盤とする家族のあり方に不自由さを感じている女性が多いことを示しているといえるでしょう。

本市においても、1世帯あたりの人員は、平成12年(2000年)に2.57人、平成14年(2002年)2.49人、平成16年(2004年)2.40人と年々減ってきています。

平成12年(2000年)の国勢調査によると夫婦と子どもの世帯32.9%、ひとり親世帯10.1%、ひとり暮らし世帯29.0%となっています。(その他28.0%)

また、65歳以上の高齢者のいる世帯では、ひとり暮らし世帯は、21.6%(全国20.2%)で夫婦のみの世帯25.7%(全国24.3%)で、いずれも全国平均より多くなっております。

単親世帯の割合は高まること、また、夫婦間の年齢差、平均寿命の男女差によって、女性ひとり暮らし世帯が増えることが予測されています。

女性の場合、老後の経済的不安が大きいので、特にひとり暮らしの高齢女性への支援が求められています。

(4) 経済状況の変化と国際化、情報化の進展

本市の平成12年(2000年)(平成12年国勢調査)の産業別就業者の割合は、第一次産業12.2%、第二次産業19.5%、第三次産業66.8%を占めており、経済のソフト化・サービス化の進展に伴い、その割合は、今後ますます増大すると考えられます。

また、本市における平成12年(2000年)の雇用者数のうち女性は、42.9%となっており、その割合は、年々増加しています。サービス関連産業の増加、パートタイム労働、派遣労働などの就業形態の多様化により、女性の職場進出の機会が一層増大するものと考えられます。

そのため、多様な就業ニーズをもつ女性が、その価値観により主体的に職業選択を行い、選択した職業生活において性別により差別されることなく、その能力が十分に発揮できるよう、働きやすい環境を整備する必要があります。

本市は、第一次産業従事者に占める女性の割合が、25.5%となっており、農林水産部門における女性の割合は非常に大きなものとなっています。

仕事において、男性と女性が積極的に経営に参画していくとともに、家庭や地域においても男女が対等なパートナーとして参画していける環境づくりを進めていく必要があります。

6. 新たな課題・策定の必要性

第1次の行動計画を作成して以来、今日までの間で国の男女平等施策においては、一層の理念の進展や新たな課題への対応がありました。

それらの流れは本市の現状と課題にも直接関係するものであり、新たな課題を踏まえた策定を行う必要があります。

(1) 「ジェンダーフリー」という考え方の導入

たとえ制度や仕組が性差別でなかったり、あるいは文面において男女平等が規定されていても、それだけでは男女平等社会は実現しません。事実上の平等を達成するには、制度や仕組が実質的に女性と男性にどのような影響を与えるかを常に検討

し、あらゆることにジェンダーに気づく敏感な視点を定着・深化させることが重要
です。

今回の行動計画策定にあたって、すべての施策を「ジェンダーに敏感な感覚を
もち、ジェンダーフリーの視点」でとらえていくことを前提としています。

用語解説

ジェンダー（Gender）

「男、女」という生物的な性差ではなく、社会的・文化的につくられた性差のことをいいます。「男だ
から」「女だから」という社会や家庭において、ジェンダー意識が形成され、「男は外」「女は内」といっ
た固定的性別役割分担意識の根本となっているといわれています。この意識は、その時代の社会や文化
によって左右されるものとされています。

(2) 「女性」から「両性」への視野の拡大 ～「女性問題」から「ジェンダー問題」へ

男女平等を推進する課題は、これまで「女性問題」として主に女性への差別だけ
に目を向けてきましたが、ジェンダーに敏感な視点でとらえ直してみると、決して
女性だけの問題ではなく、男性への固定的な役割分担意識の問題であることが浮き
彫りになりました。

そのため女性だけでなく男性の課題に対しても同時に取組んでいかなければ解
決できないということが認識されつつあります。

また、社会を構成する一方の男性を除いて、女性の問題を女性だけで考えていて
も、決して社会はよくなりません。男性も含めた社会全体の「男女のあり方」の問
題としてとらえる必要があります。

今後は「女性」から「両性」に視野を拡大し、「ジェンダー問題」として男女が
ともに取組んでいくことが求められています。

(3) 社会を築く基盤としての男女平等

人口問題や環境問題などの国際社会が直面する課題において、男女平等の実現と
女性の参画の重要性がますます強く認識されてきました。

日本国内においても、また本市においても、同様です。

国内の「男女共同参画ビジョン」では、今後の経済・社会環境の変化に対応して
いくために、「ジェンダーを前提とした職場・家庭・地域のあり方が温存されたま
までは、現在の状況を一層悪化させ、大きな社会的損失を招く」と述べられていま
す。

本市においても同様の認識から、男女平等社会の実現を重要課題として取組んで
いきます。

(4) 多様な家族形態を前提にした社会制度へ

これまでの社会制度や慣習では、個人としての確立を考える前に、家族単位・世
帯単位・夫婦単位で発想する傾向がありました。

しかし、家族や結婚についての価値観が多様化する現在、このような「家族でひ
とまとまり」という発想を変えていくことが求められています。そして、どのよう
な家族形態（どのような生き方）を選んだとしても、個人が特別な不利益を被るこ
とのない社会制度を考えていく必要があります。

たとえば年金や税制など、家族単位・世帯単位を前提に社会制度が作られている
状況を見直していくことは、多様な生き方を認め合っていく男女平等社会の実現の
ために重要な課題となっています。

第 1 章 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

女性(ひと)と男性(ひと)が自分らしく生きるための男女平等社会の実現

日本国憲法に、個人の尊重と男女平等の理念がうたわれ、男女平等社会の実現に向けた第 1 歩を踏み出しました。以来、半世紀余りの間に、我が国では国際社会の影響を受けながら、男女平等社会の実現に向けて様々な法制度が整備されてきました。その結果、法律や制度上での男女平等は大きく前進しました。

しかし現実には、長い歴史の中で培われてきた「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識や地域の慣習などが、私たちの生活の中に深く浸透しています。このような役割分担意識などは、女性の人間としての尊厳や基本的人権を侵害し、その自立を妨げているだけでなく、男性にとっても多様な生き方の選択を狭め、独自の個性を發揮する上での障害になっており、男女双方の問題といえることが言えます。

1990 年代後半から続く景気の長期低迷、国際化や産業経済活動の I T (情報技術) 革命、人口の少子・高齢化、地域社会での結びつきの希薄化など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。

このような社会の中で 21 世紀の我が国は、固定的役割分担を基盤とする社会構造を改め、女性も男性も、一人ひとりがその個性、創造力、価値観をあらゆる機会に發揮できる、豊かさと活力に満ちた男女共同参画社会を形成していくことが必要です。

男女共同参画社会の形成に向けては、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に發揮しようとする意識と行動が、女性にも男性にも求められており、そしてまた、一人ひとりの生き方がより豊かで男女共同参画ができる環境を整備することも社会に求められています。

つまり男女平等な社会とは、

性別により差別されない、個人の人権が尊重される社会

多様な生き方を選択でき、自己決定できる社会

家庭的責任・社会的責任を男女がともに担う社会

と考えます。

本市では、まちづくりの基本理念として『美^{かい}しゃ』『結^ゆい』『世^ゆば^{なう}稔^れ』を掲げています。

この基本理念を実践するためには、男女共同参画社会の形成は不可欠といえます。

この計画は、男女共同参画社会の形成への基本理念を示し、将来に向かっての取組みを総合的に推進するため策定したものです。

2. 第2次「いしがきプラン」の策定の目的

本市では、平成8年2月に、平成8年度から平成17年度までの10年間の計画期間とした「いしがきプラン」を策定し、男女が共に家庭に、職場に、地域で活躍できる社会を創ることを目指して施策を積極的に推進してきました。

この間、国においても、国連の世界規模での取組みと連動しながら、平成8年に男女共同参画2000年プランに基づいて各種制度の整備を進めてきました。

また、平成11年には、改正男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法の施行等男女平等に向けた法律が整備されました。

さらに、平成12年に男女共同参画社会基本法に基づく法定計画として、男女共同参画基本計画が策定されました。

しかし、21世紀を迎えた今、真の男女平等実現のためには、家庭においても、職場においても、地域においても取り組むべき課題が数多く残されています。また、この10年間に、私たちを取り巻く社会は少子・高齢化、情報化、国際化などが急速に進展し、それにともない女性と男性のライフスタイルは多様化し、新たな問題も浮上してきました。

そこで、このような社会情勢に対応し、より積極的に男女共同参画に関する施策を推進するために、「いしがきプラン」の基本理念を継承しつつも、新たな問題に対応して見直しを行い、第2次いしがきプランを策定することとします。

このプランは、21世紀を男女共同参画社会実現の世紀とするために、市民と行政が一体となって行動するための男女共同参画推進施策の基本指針となるものです。これによって本市は、性別にかかわらず一人ひとりが個人として尊重されるまちとなることを目指します。

3. 計画の性格と役割

- (1) この計画は、平成8年度(1996年)から平成17年度(2005年)まで取り組んだ「いしがきプラン」に続く、第2次の行動計画です。
- (2) この計画は、男女平等社会の実現のために、本市が行う施策の基本方針を示し、ジェンダー問題解決の視点から直接的、間接的に関連する施策を体系化し実施していくものです。
- (3) この計画は、男女共同参画社会への世界的な動向や、「男女共同参画社会基本法」及び「男女共同参画社会基本計画(国)」、「沖縄県男女共同推進条例」との整合性を図りながら、「第3次石垣市総合計画」の部門計画として位置づけます。
- (4) この計画は、行政はもとより、家庭、職場、地域社会が一体となって、本市の男女共同参画社会の実現に向けて取り組むための指針とします。

こんな社会をめざします
この計画の目指す男女共同参画社会は

一人ひとりが、個人として尊重され、性別にとらわれることなく自らの意志と責任によって生き方を選択できる、社会のあらゆる分野に対等な立場で参画し、創造

し、共に発展を支えていく、そして、女性も、男性も、いきいきと輝いて生きることが出来る社会です。

女性も男性も、家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる分野で、それぞれのもっている個性や能力を十分に発揮して、喜びを共に享受し、共に責任を担いながら、互いに生きがい持って意欲的に暮らせる姿が描けます。

●女性にとっては

- ・固定的な性別役割分担意識や「女らしく」ということに縛られず、「自分らしく」あらゆる分野での活躍ができます。
- ・職場で能力を十分に発揮することにより、経済的に自立できるとともに、社会や組織を支える一員として自覚ある生活が送れます。
- ・自分の意欲や能力に応じて、主体的に社会参画することにより、意見や考え方を様々な場に反映できます。

●男性にとっては

- ・固定的な性別役割分担意識や「男らしさ」ということに縛られず、「自分らしく」個性に応じた生き方が可能となります。
- ・工作中的生き方、考え方を改めることにより、仕事と家庭のバランスのとれた生き方ができます。

そして、女性も、男性も

- ・職場、家庭、地域等あらゆる場において、自分の感情、思考、判断、行動に対して責任を担うことで、いきいきとした人間性や社会性が培われます。
- ・固定的性別役割分担意識や家意識から解放され、家事、育児、介護などが男女の相互協力や社会サービスで行われることにより、お互いの生き方を犠牲としない生活ができます。
- ・高齢期においては、長い人生で蓄積した豊富な経験や知識をいかして、地域社会活動に積極的に参画し、自立した生活が送られます。

●家庭では

- ・男性も女性も共に、積極的に家事、育児、介護などに参画し喜びも責任も分かち合っています。
- ・一人ひとりが家族の一員としての役割を担って、互いに協力し、うるおいとゆとりある充実した家庭生活を築いています。
- ・女性も男性も、大人も子どもも、みんなで意見を出し合って、様々な物事を決めています。

●社会全体では

- ・男女が政策・方針決定の場をはじめ、社会のあらゆる分野にバランス良く参画することにより、21世紀を切り開く新しい価値が創造され、社会が発展します。
- ・男女平等意識が浸透し、個人や個性が尊重され、高齢者、障がい者、子どもなどにも住みやすい社会になります。
- ・個性と能力をいかした多様な職業の選択が可能になり、募集、採用、配置、昇進等における差別や賃金格差がなくなります。
- ・環境にやさしいライフスタイルの実践により、すべての人が自然と共生する地域づくりができます。
- ・様々な国の人々と交流し、国境を越えたパートナーシップが確立されることに

より、平和な社会が築かれます。

●職場では

- ・募集・採用、配置・昇進や賃金などで男女の格差が解消され、個性、能力、意欲などが十分に発揮されています。
- ・方針決定の場に男女が対等に参画し、いきいきと活躍しています。
- ・家庭生活や地域活動とバランスのとれた労働時間で、男女ともゆとりと充実感を持って働いています。

●学校では

- ・互いの性と個性が尊重され、思いやりのある子どもが育っています。
- ・固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に学び、考え、行動する子どもたちが育っています。
- ・進学、就職など、個人の適性を尊重した進路選択がなされています。

●働く男女は

- ・仕事と家庭・地域生活を両立させ、ゆとりある充実した生活を営んでいます。
- ・個性や能力を生かして、多様な価値観やライフスタイルに対応した働き方をしています。
- ・母体保護に配慮するとともに、男女の生涯を通じた健康管理への配慮がされています。

●子育ては

- ・男性も女性も共に家族の一員としての役割を果たし、子育ての喜びも責任も共有しています。
- ・地域における子育て支援や多様な保育サービスを受けながら、安心とゆとりを持って子育てをしています。
- ・固定的な性別役割分担意識にとらわれず、子ども一人ひとりの個性を大切に、自立心を育てています。

●高齢者や障がい者は

- ・生きがいを持って、安心して自立した生活を送っています。
- ・知識や経験を活かし、積極的に地域社会活動や地域文化活動に参画しています。
- ・高齢者世帯や一人暮らしになっても、社会支援の充実により安心して暮らしています。

●介護は

- ・男性も女性も共に家族の一員としての役割を果たし、協力し合っています。
- ・多様な介護サービスを受けながら、家族が協力して充実した介護をしています。

4. 計画の期間

この計画は、平成 18 年（2006 年）を初年度とし、平成 27 年（2015 年）度を目標とする、10 か年の計画とします。なお、社会情勢の変化に的確に対応するため、計画の進捗状況を検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

5. 計画の名称

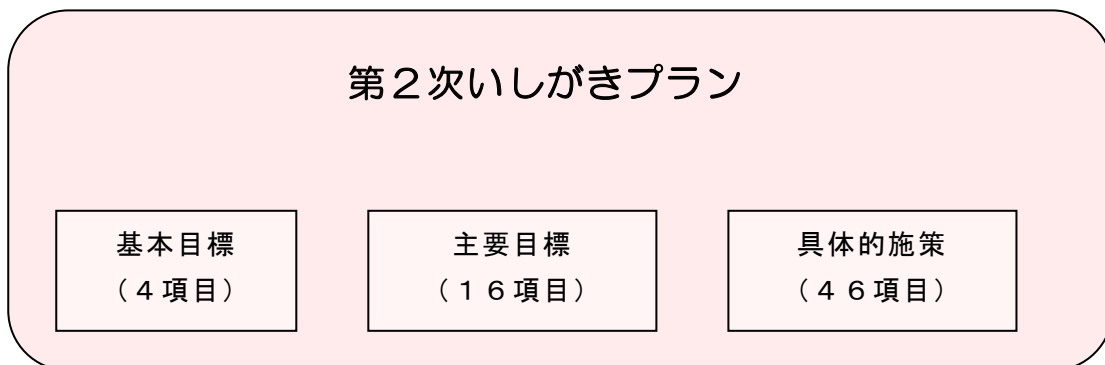
第2次石垣市男女共同参画計画 いしがきプラン

6. 計画の策定方法

この計画策定に当たっては、総合計画のまちづくりの基本方向の一つである「みんなでまちをつくる」を实践し、次のとおり市民の意見・意向を反映していきます。

- 市民が参画した「石垣市男女共同参画会議」の設置
- 策定段階における市民意識調査の実施
- 広報・パブリックコメント* 等による策定過程における情報提供と市民の意見反映
- 行政においては、「石垣市女性行政推進本部」および「ワーキンググループ」を設置

7. 計画の構成



第2章 基本理念

1. 基本理念

基本理念とは、計画推進における基本となる考え方を示すものであり、本市にかかるすべての人々が共有する規範となります。

少子・高齢化社会の進展、政治・経済・産業の国際化や世界規範での環境共生など、21世紀の社会を取り巻く環境が様々に変化する中、市民一人ひとりが互いの人権を尊重しながら、互いの違いを認め合った上で、その個性と能力を十分発揮できる社会を築き上げていくことが大切です。

このことから、本市における男女共同参画社会の形成に向けたこの計画の基本理念を、次のとおりとします。

- 市民一人ひとりが、お互いの人権を尊重し、支え合う社会とします。
- 市民一人ひとりが、性別による固定的な役割分担意識を変革し、自立した個人としての意志と責任により、多様な生き方を選択できる社会とします。
- 市民一人ひとりが、政治、経済、その他のあらゆる活動において、平等な立場で参画する社会とします。
- 市民一人ひとりが、家庭における子の養育、家庭の介護など家庭的責任を共有し、かつ、職場と地域においても、固定的な役割を強制されることなく、個人として能力を発揮し、責任を分かち合う社会とします。



2. 基本方針と目標

基本方針とは、先に掲げた基本理念に基づき推進する計画の具体的な方向性を示すものです。

本市の男女共同参画社会への取組みは、第1次いしがきプランを踏まえて、時代の背景に基づいた男女共同参画社会の形成に向けたプランとして、推進体制の整備、拡充および強化を図って参ります。

先人が培ってきた歴史を背景とする地域特性や生活・文化を尊重しながら、本市の大きな課題である固定的な性別役割分担意識や慣習・しきたりを改めることをはじめ、一步一步前進しなければなりません。

本市では、市民・事業者・行政の協働による、市民と地域から主体的に発信する男女共同参画をめざします。

そのために、市民一人ひとりの人権を尊重した地域社会における男女共同参画を積極的に推進するとともに、市民の自由な生き方を支える社会環境を着実に整備します。

この取組みを通して、市民一人ひとりが、性別にとらわれることなく、あらゆる分野において能力を十分に生かし、対等なパートナーとして喜びも責任も分かち合う、男女共同参画社会を形成します。

このことから、この計画推進の基本方針を次のとおりとします。

地域から発信する 男女共同参画社会

そして、この基本方針に従って推進する基本目標を、次の四つとします。

基本目標1 人権尊重、男女平等の意識づくりと実践の促進

基本目標2 男女共同参画社会づくり

基本目標3 安定した暮らしを作るための条件整備

基本目標4 平和・国際交流・環境保全・文化の創造への参画促進

3. 計画推進のための各主体の役割

【市民】

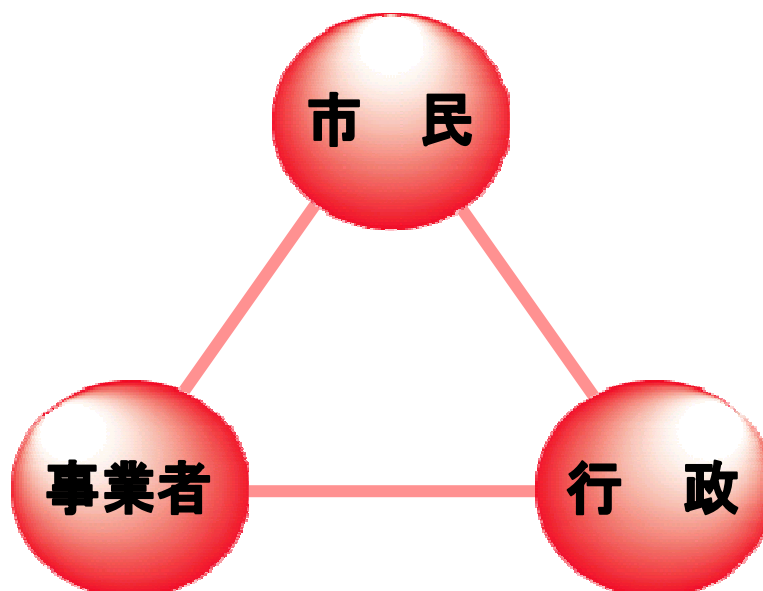
- 一人ひとりが、自分たちの身近な生活の中で、人権尊重・男女平等の視点に立った意識改革を主体的に進めること。
- 女性も男性も、家庭的責任を共有し、就業や地域活動においても、固定的な性別役割分担意識を撤廃し、権利と責任を分かち合うこと。
- 男女共同参画社会の形成に向けた各主体（市民・事業者・行政）の取組みについて、積極的に協力すること。

【事業者】

- 地域社会の一員として、法制度の趣旨にのっとり、事業活動の中において男女共同参画を積極的に推進すること。
- 男女共同参画社会の形成に向けた各主体（市民・事業者・行政）の取組みについて積極的に協力すること。

【行政】

- 自立した個人としての能力を十分に発揮して自己の意志と責任による多様な生き方を選択できるよう、社会環境を整えること。
- 市民、事業者及び市職員に対して男女共同参画社会の基本理念の浸透を図るとともに、市民の模範となりうるよう、自らの男女共同参画を積極的に推進すること。
- 市民、事業者、県及び国との十分な連携・協力を図り、男女共同参画社会の形成に向けた施策を実施すること。

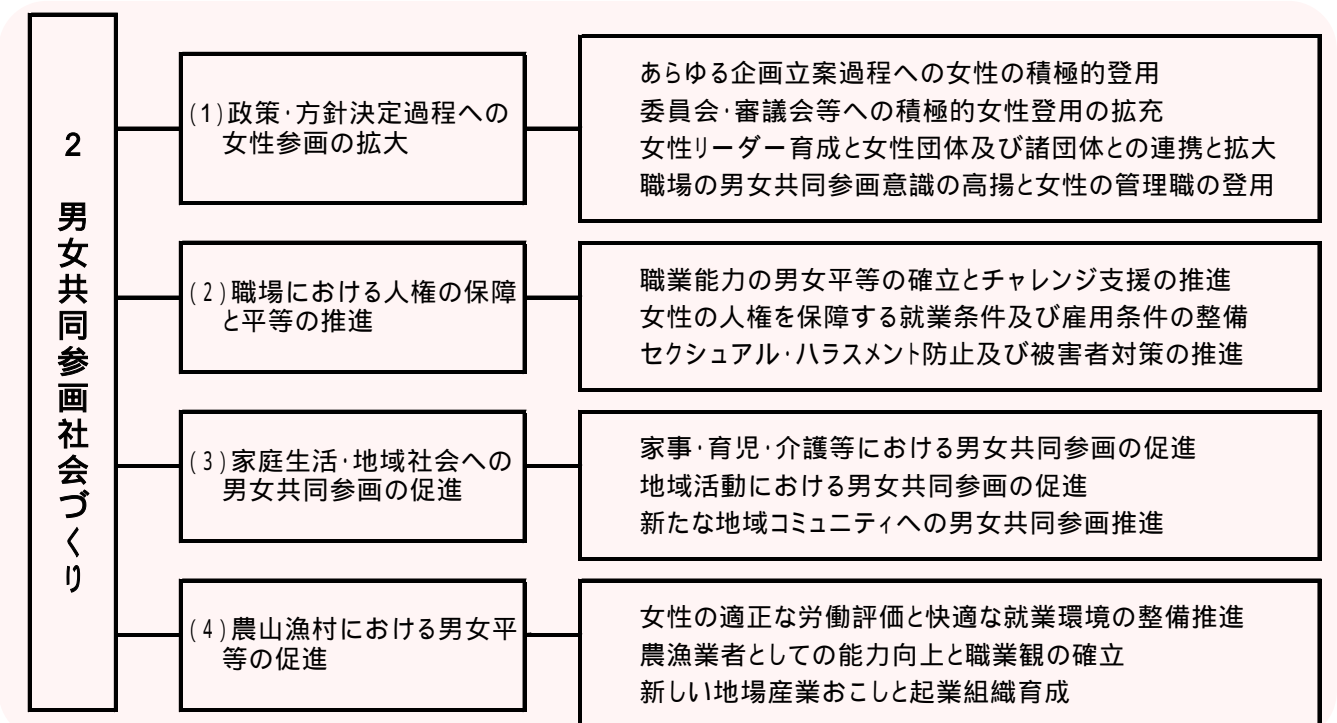
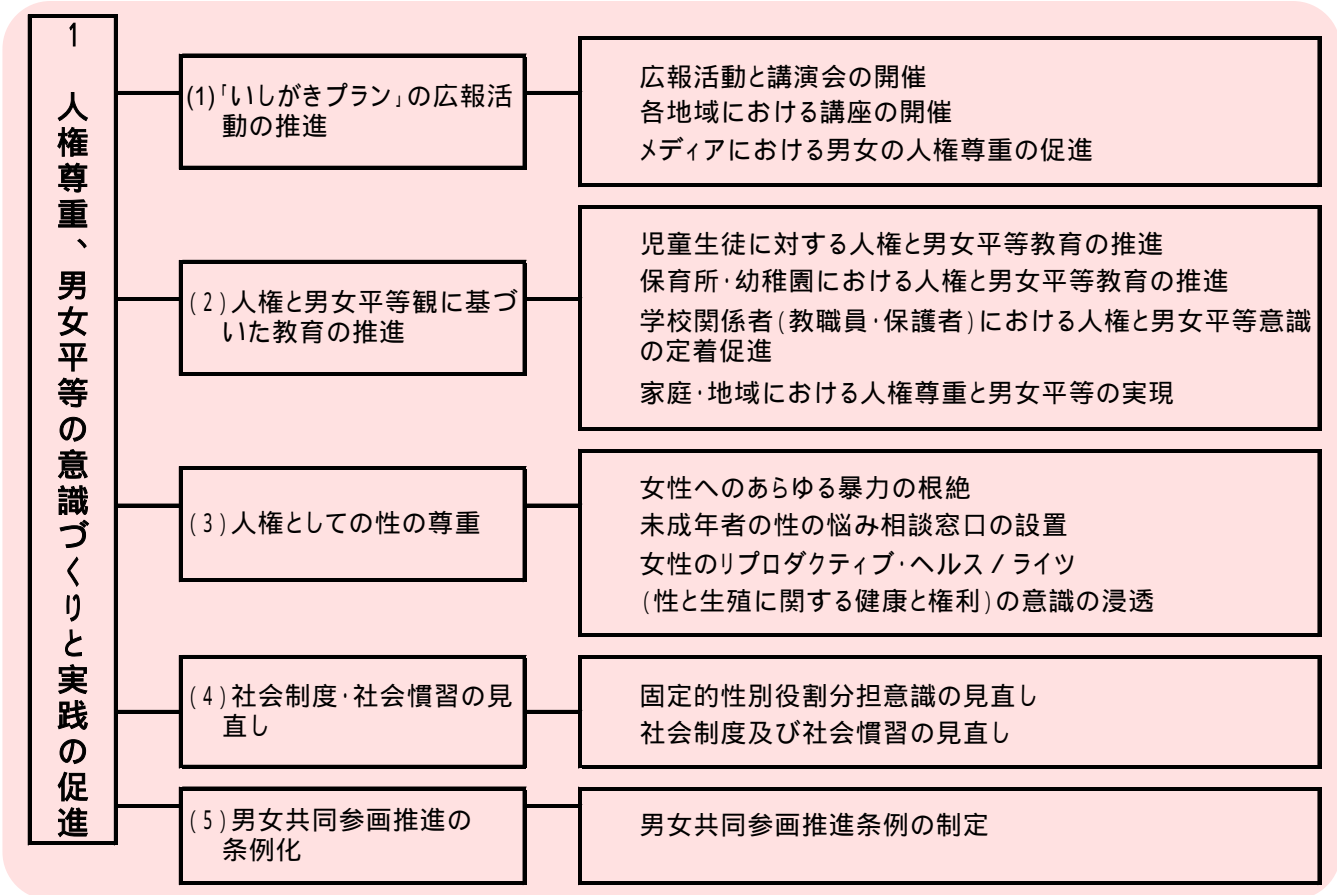


第3章 計画の内容

1. 計画の全体体系

(基本目標) (主要目標)

(具体的施策)



3

安定した暮らしを作るための条件整備

(1) 男女が働き続けられるための条件整備

就業形態の拡大と充実並びに条件整備
伝統工芸産業の振興と従事者の育成
女性の起業促進及び支援
職業訓練機関との連携
介護支援の充実

(2) 育児期の条件整備

育児休業法の円滑な施行と促進
石垣市子育て支援行動計画の推進
児童クラブの設置及び子どもの居場所づくりの推進
認可外保育施設・学童保育等への支援
妊娠・出産期における健康支援

(3) 自立促進のための福祉の充実

高齢者、障がい者等の経済的自立支援
ひとり親家庭への生活自立支援

4

平和・文化の創造・国際交流・環境保全への参画促進

(1) 平和への貢献

平和事業の推進への男女の積極的参画の促進

(2) 国際交流の促進

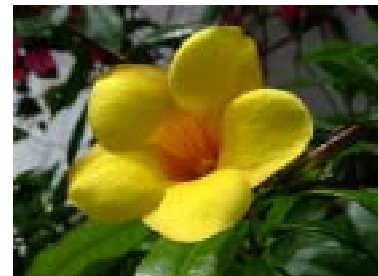
日本の南の玄関としての国際交流拠点づくりへの男女の参画促進
県内外・海外派遣研修事業の継続と充実

(3) 環境保全活動における男女共同参画の促進

自然環境保全・エコライフ実践への男女共同参画
身近な環境整備
まちづくり施策等への男女共同参画

(4) 女性史の調査、研究

八重山女性史の調査、研究



基本目標 1 人権尊重、男女平等の意識づくりと実践の促進

【はじめに】

男女共同参画社会の確立のための礎となるのが人権尊重・男女平等の意識づくりです。そのために「いしがきプラン」においても最も基本的かつ重要な目標としてトップにおいてあります。これまでの 10 年間で、女性行政担当課を中心に様々な啓発活動や本市における推進体制づくりがなされてきましたが、「意識づくり」は時間がかかる困難なもので、現在のところ十分なものとはいえません。

「意識づくり」のためには、本市の制度を変革していく必要があります。いいかえれば、制度の変革という姿勢を本市がまず示すことにより、市民の意識を啓発することが可能となるのです。ここでは、男女平等意識づくりのための積極的な広報・啓発活動、人権教育と男女混合名簿の推進などの提言を行いたいと思います。

次に、近年とりわけマスメディアなどで報道されて重要な課題となっているドメスティックバイオレンス^{*}の問題があり、実態把握と被害者に対するケアなど新たな施策としての導入が求められています。

主要目標 1 「いしがきプラン」の広報活動の推進

〈現状と課題〉

真に豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

本市では、この男女共同参画社会を実現するための指針となる「いしがきプラン」を平成 8 年 2 月に策定しました。内容は、第 1 章から第 3 章に分け、それぞれ計画の基本的な考え方、計画の体系、計画の体系別施策内容を記載しております。また、その概要版も発行し、その普及・広報に努めながら、様々な施策の推進を図ってきました。しかしながら、市民アンケート等によると、男女平等や男女共同参画社会についての意識が必ずしも市民に十分に浸透しているとは言えず、これまでの「いしがきプラン」を検証しつつ、女性も男性も夢と輝きを持っていきいきと暮らせる男女共同参画社会づくりが大切です。

そのために、市民と共に考え、行動し、男女共同参画社会に向かっていくことが大切です。



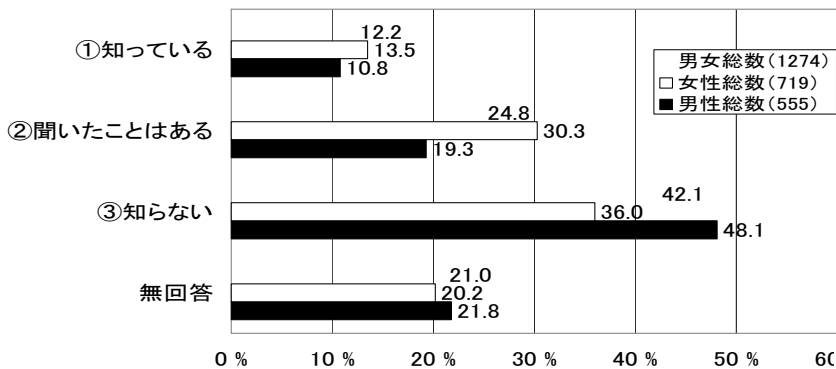
…具体的施策…

① 広報活動と講演会の開催

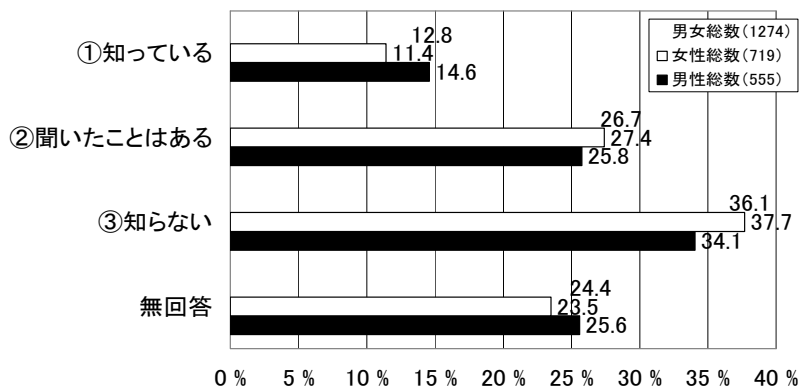
平成 15 年度実施した「市民アンケート」によれば、「いしがきプラン」についての周知度が 12.2% とかなり低い数値になっています。各種の講座や「市民フォーラム」等を開催してきたところですが、これまで一部の市民にしか周知されていないことが伺えることから啓発活動を色々な企画立案により浸透していくべきだと考えられます。

また、「いしがきプラン」の事業推進として、毎年講座の開催をしていますが、受講生の年代層が偏っていて、20 代～30 代の受講生が少ない状態にあることから第 2 次プランについては、男女共同参画社会推進のために各年代層へ啓発する必要があります。

石垣市の男女共同参画社会をめざす
「いしがきプラン」について 男女別総数



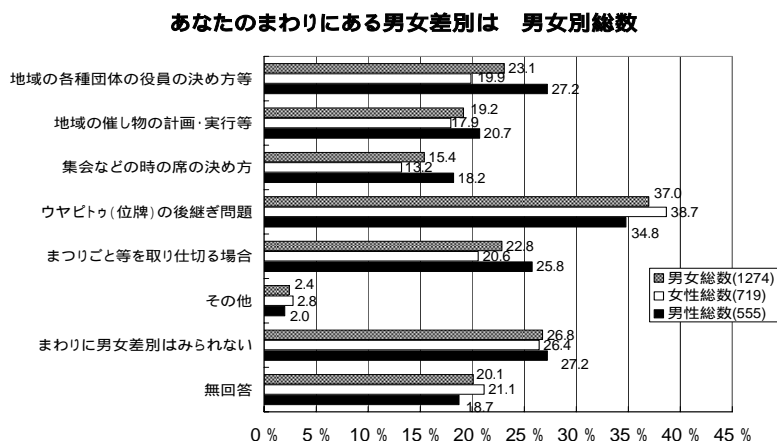
問32-2 女性差別撤廃条約を知っていますか 男女別総数



資料出所：石垣市「男女共同参画社会づくりに関する市民の意識と実態調査」（平成 17 年 3 月）

各地域における講座の開催

住民への意識啓発が充分でないという市民アンケートの結果を踏まえ、周知と意識啓発をする必要があることから、地域で行なう各公民館関係事業において、「いしがきプラン」についての色々な手段を講じた意識啓発を行なう必要があります。



資料出所：石垣市「男女共同参画社会づくりに関する市民の意識と実態調査」(平成17年3月)

メディアにおける男女の人権尊重の促進

多チャンネル(ラジオ・テレビ・インターネット等)の参入により情報多量時代を迎えていることから、より一層「人権」尊重の意識を啓発し、メディアを主体的に利用できるよう支援策を講じる必要があります。

主要目標2 人権と男女平等観に基づいた教育の推進

現状と課題

憲法や教育基本法では、人は性別によって差別されないとうたわれています。

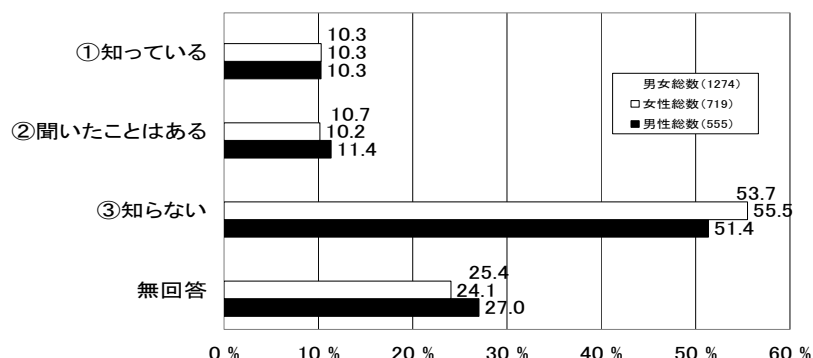
しかし、今なお女性に対する軽視、排除や男女間の不平等が存在します。男女共同参画社会の本格的な実現のために、次代を担う世代の教育は避けて通れない重要な課題です。幼児期からの全教育課程において、それぞれの発達段階にあわせて、「女子差別撤廃条約」の趣旨を踏まえた保育・教育を推進する必要があります。

そのために、学校教育のあらゆる機会を通じて、自覚されないままに「男らしさ、女らしさ」などのジェンダー意識を押しつけていないか(いわゆる「隠れたカリキュラム」)を見直し、男女平等の観点をもって指導することが必要です。

また、性教育をはじめ、あらゆる教科のなかにも、積極的にジェンダーの課題を持ち込み、人権問題という観点から男女平等意識の形成には、教育を担う教職員が日常的な行動にジェンダー問題に敏感であり、男女平等を意識していることが大切です。そのために男女平等教育への意識の高揚をはかる研修を充実するとともに保育

所・幼稚園・学校等の運営における男女共同参画の推進、保護者会活動などでの男女共同参画の実現などを積極的に推進することが求められています。

問32-8 ジェンダー について知っていますか 男女別総数



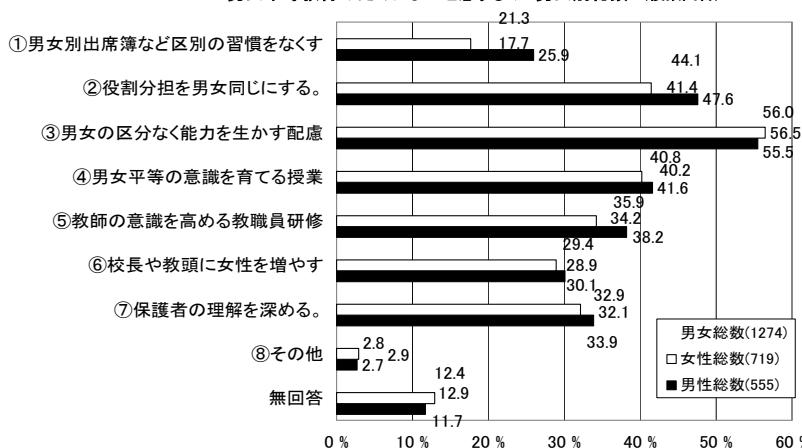
資料出所：石垣市「男女共同参画社会づくりに関する市民の意識と実態調査」(平成 17 年 3 月)

…具体的施策…

①児童生徒に対する人権と男女平等教育の推進

毎年、市内の各中学校においては、「人権週間」にちなんで、人権に関する作文募集が行なわれ、すぐれた作品を褒賞し、人権に対する意識の啓発を図っています。また、小学校では、「人権の花」いっぱい運動が展開され、人権の花(美化)コンクールを実施し、児童生徒への人権についての周知と意識の啓発活動を行なっているところです。

男女平等教育のためによいと思うもの 男女別総数 (複数回答)



資料出所：石垣市「男女共同参画社会づくりに関する市民の意識と実態調査」(平成 17 年 3 月)



②保育所・幼稚園における人権と男女平等教育の推進

人格形成に大きな役割を果たすものに、幼児保育等があります。「男の子は強く・女の子はやさしく」とか、「男の子は青色、女の子は桃色」等というような、無意識な固定観念のもとに幼児を分ける性別慣行については、幼児期から女性も男性も平等であるという意識啓発が阻害される一因ともなるので、保育士や幼稚園教諭の意識を変えるための研修等の充実に努めます。

③学校関係者（教職員・保護者）における人権と男女平等意識の定着促進

現状では、幼稚園・保育所・学校の校長、教頭などの管理職には男性が多く、学校行事などの学校運営や PTA 活動において、固定的な役割分担がなされている場合が少なくありません。こうしたことが、無意識のうちに児童・生徒たちのジェンダー意識に影響を与えていることは否定できません。学校・園長を始めとする教職員が男女共同参画の理念を理解し、教職員自身の男女平等意識の醸成に努めることが必要です。幼児期から男女共同参画意識を育むことができるように、指導内容や方法等を見直し、男女共同参画に関する教育を推進する必要があります。

④家庭・地域における人権尊重と男女平等意識の実現

家事、育児、介護、冠婚葬祭等の日常生活のあらゆる場面で固定的性別役割分担に基づいた男女の不平等な慣習がまだ残っています。（例えば、行事の時の役割分担として、男性は一番座、女性は三番座といったすでに役割が決め付けられている石垣島の慣わしがあります。）

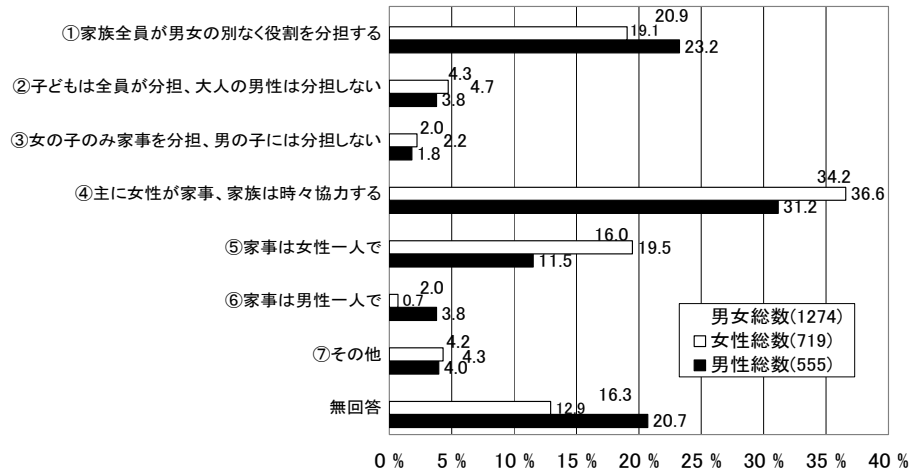
このような家庭、社会の状況から子ども達が固定的性別役割分担を身につけ社会化していく傾向にありますので、家庭の中から固定的な性別役割分担意識の見直し、また、女性自身の自覚と意識の改革を働きかけていく必要があります。

しかし、冠婚葬祭の一部においては、役割分担が自然体で行なわれているものもあります。

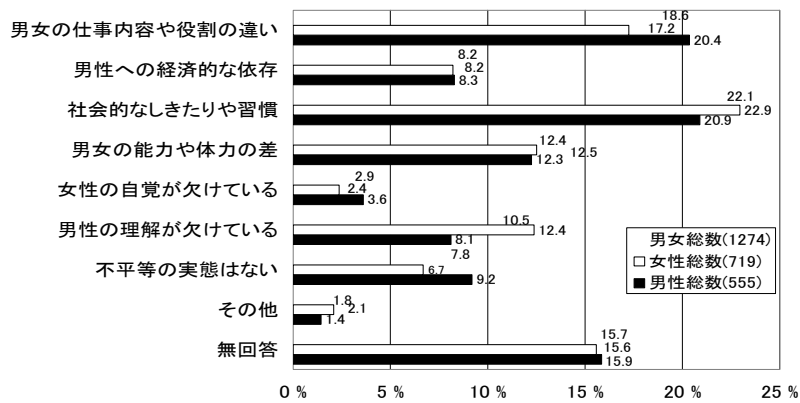
家事、育児、介護等の固定的な性別役割分担意識を見直し、共同参画ができるように啓発する必要があります。



家庭で家事の役割分担をしていますか 男女別総数



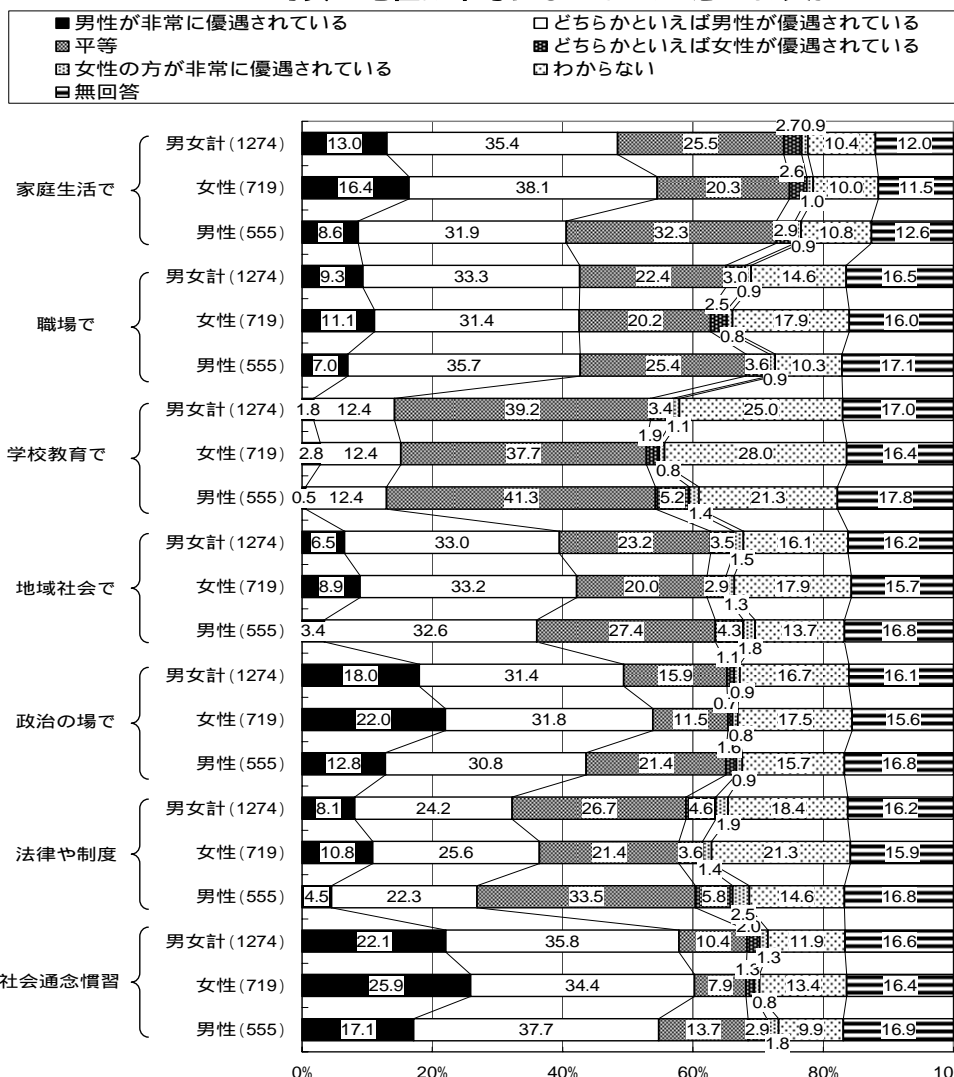
男女不平等の原因と思うもの 男女別総数



資料出所：石垣市「男女共同参画社会づくりに関する市民の意識と実態調査」（平成 17 年 3 月）



男女の地位は平等になっていると思いますか



資料出所：石垣市「男女共同参画社会づくりに関する市民の意識と実態調査」(平成17年3月)

主要目標3 人権としての性の尊重

現状と課題

個人の人権の尊重と法の下での平等をうたった日本国憲法が制定されて以来、すでに半世紀以上が経過しています。この間、国際社会においても国内においても男女平等社会の実現に向けて様々な取組みがなされてきました。

21世紀は、「人権の世紀」と叫ばれています。豊かな生活を送れるようになった20世紀において、人権尊重は最も大きな課題であり、その解決に向けて様々な取組みが進められ一定の成果をあげてきました。しかし、真に人権が確立されたとは言いがたい現実はまだ残っています。依然として現実社会においては、男女差別や性別役割分担意識が根強く残っており、女性も男性もそれぞれの人権が尊重され、責任を分かち合いながら、個性と能力を十分に発揮することができる社会になるためには、なお一層の努力を要する状況にあります。

人はそれぞれ違った個性を持った存在として、自分らしく自由に生きたいという共通の願いを持っています。その願いは、だれにでも平等に保障されなければなりません。しかし、「女性は家庭を優先するもの」「女性はこうあるべき」と役割をき

めつけられ可能性を狭められたり、「男らしさ」を縛られたりする中で過労死や自殺率の増加などストレスを抱え込んでいる男性も少なくありません。

男女の不平等が残る社会システムは、女性にとっても男性にとっても様々な弊害を生み出しています。男女の人権を確立するために、あらゆる分野において一層の人権意識の高揚を図ることが重要です。

そして、その意識づけにあたっては、なによりも、市民が自発的に参加・活動できるように支援することが大事です。

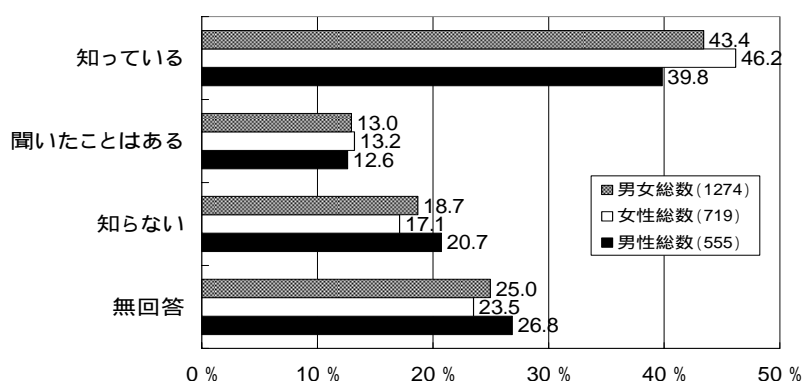
…具体的施策…

女性へのあらゆる暴力の根絶

「女性に対する暴力」とは、肉体的、性的、精神的な傷害や心理的苦痛をもたらす行為、脅迫をいいます。具体的には、性犯罪、売春買、家庭内暴力、セクシュアル・ハラスメント、性の商品化、印刷物・放送・看板等のメディアによる暴力表現を含む、女性の人権を無視した直接的、間接的な暴力があげられます。「暴力の根絶」は、今日の女性問題を考える上で欠くことのできない重要な問題です。

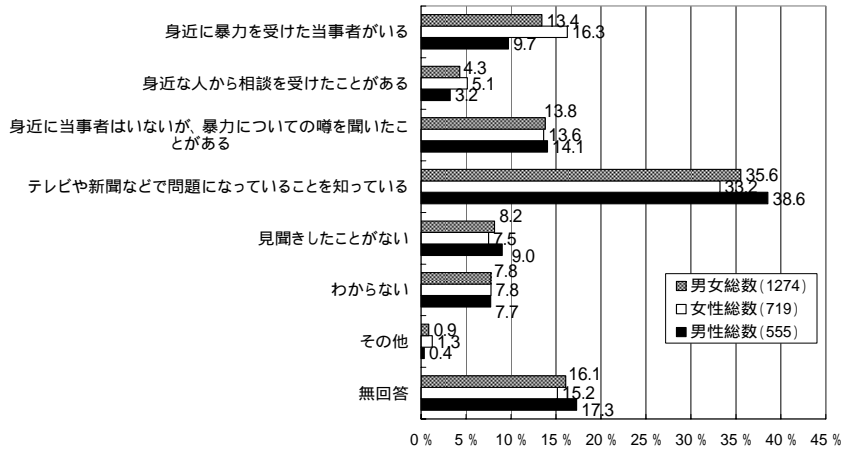
本市においても、女性相談室における DV に関する相談件数の急増が報告されています。相談件数は、県内でもかなり多い方だといわれています。現状を把握し対応策を講じていく必要があります。女性相談室における DV に関する相談件数の急増が報告されています。相談件数は、県内でもかなり多い方だといわれています。現状を把握し対応策を講じていく必要があります。

DV防止法（ドメスティック・バイオレンス）を知っていますか
男女別総数

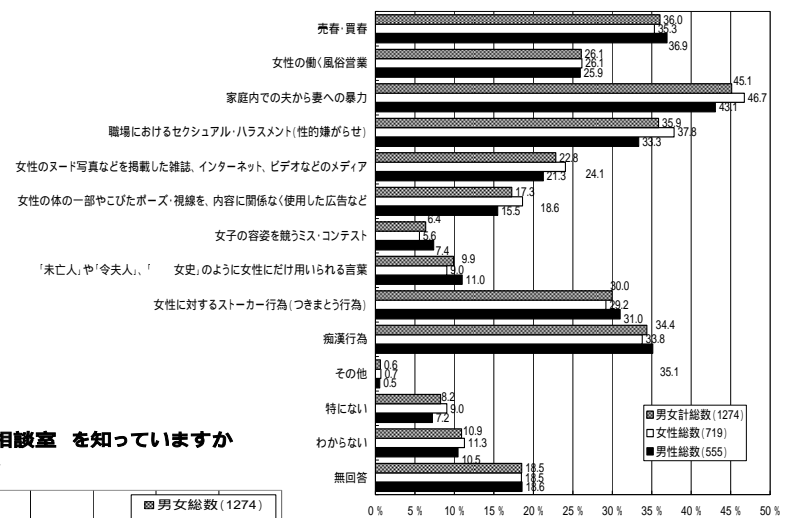


資料出所：石垣市「男女共同参画社会づくりに関する市民の意識と実態調査」(平成 17 年 3 月)

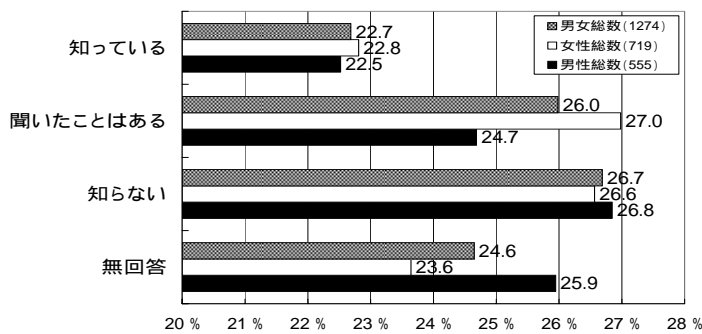
あなたは、パートナー間の暴力について見聞きしたことがありますか
男女別総数



女性の人権が尊重されていないと感じること 男女別総数



石垣市女性相談室・児童相談室を知っていますか
男女別総数



資料出所：石垣市「男女共同参画社会づくりに関する市民の意識と実態調査」(平成17年3月)

用語解説

ドメスティック・バイオレンス(DV)

夫(パートナー)や恋人からの暴力です。広義では、女性、子ども、高齢者、障がい者等、家庭内弱者への「継続的な身体的虐待、心理的虐待、基本的ニーズの剥奪、性的虐待」を指します。女性問題との関連では、法律上の婚姻の有無を問わず親密な関係にある男性が女性に対して用いる身体的心理的暴力を指します。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

②未成年者の性の悩み相談窓口の設置

最近、中学生の性の悩み相談、妊娠の低年齢化や中絶等深刻な問題が多発している傾向にあります。

性と人権に対する意識についての学習と啓発、未成年者への性の悩み相談窓口の設置をする必要があります。

③女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利) 意識の浸透

女性のからだには妊娠や出産のための仕組みが備わっており、様々な女性特有の問題も心身に抱え込みがちです。一方、近年では、男性の過労死や更年期の問題についても指摘されるようになってきました。

特に女性については、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点(性と生殖に関する女性の健康と権利)から、心身両面における健康支援や相談体制の充実など総合的な取り組みが求められています。

また、望まない妊娠や低年齢層の性感染症、アルコール依存、薬物中毒、摂食障害なども社会問題化しており、これらは、自分自身の健康障害をもたらすほか、時には次世代への影響も懸念されるものです。

こうした社会環境を踏まえ、男女を問わず学校教育や生涯学習等の場をとおり、生命尊重・人権尊重の観点から、性や健康に関する教育の充実や自分の健康を守り育てる意識をつくりあげていくことが必要となっています。

さらに子どもたちが、その発達段階に応じて、性に対する科学的知識、生命尊重、男女平等観に基づく異性観などを身につけるための学習機会を、あらゆる場において充実させ、様々な性情報が氾濫する中で、思春期の男女が性に関する正しい知識を容易に入手できる施策の推進が必要です。

用語解説

☆リプロダクティブ・ヘルス/ライツ☆

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念です。リプロダクティブ・ヘルスは、個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方です。健康とは、疾病や病弱でないことではなく、身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることを意味します。リプロダクティブ・ライツは、それをすべての人々の基本的人権として位置付ける理念です。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。



主要目標 4 社会制度・社会慣習の見直し

現状と課題

日本社会では、今なお「男は仕事、女は家庭」といった言葉に代表されるように男女の生き方や性別をわける意識が社会制度や慣習の中に継承され、男女共同参画を推進するうえで阻害要因ともなっています。

このため、男女共同参画の原点に立ち、その実態把握や情報収集に努める必要があります。

女性も男性も自らの意志であらゆる分野に参画し、個性や能力を発揮できるように条件整備をするとともに、広報や啓発活動を推進する必要があります。

市民アンケートによると、男女の地位の平等観について「社会通念・習慣・しきたり」の設問に対し、「女性優遇」と思っている人が3.3%、「男性優遇」と思っている人が57.9%の数値になっております。

この結果は、依然として、性別による固定的な役割分担意識とそれに起因する社会慣習が見られることを意味し、男女の自立と多様な生き方を阻害する問題を生む要因となっています。

…具体的施策…

固定的性別役割分担意識の見直し

地域や家庭の中で、固定的性別役割分担が男女の中にあり、意識の見直しを啓発していく必要があります。

また、女性自身の問題として自己変革と意識の啓発をする必要があります。

社会制度及び社会慣習の見直し

地域によっては、いまだに様々なしきたりが根強く残っています。長い歴史の中で、慣習・慣行に男女差別の事例は多岐にわたっています。例えば、祭礼・慶弔時や地域活動などへの女性の参加を妨げる風潮があります。

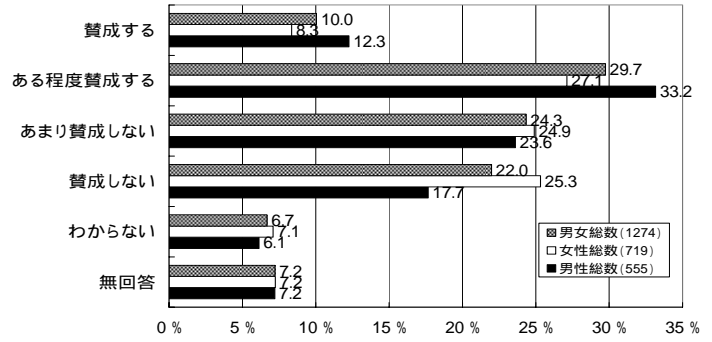
そこで、ジェンダーフリーの視点から、地域の慣習・慣行について調査を実施し、男女が対等に社会活動に参画していくよう啓発することが重要です。地域を住みよい、「生きがいのあるまち」にするために社会教育の果たす役割は重要です。市民が主体的な選択できるための社会的視野に立った多様な学習の機会を提供するよう市は適切な指導・援助に努めなければなりません。

市民アンケートによれば、46%の人が「女は家庭」というふうに回答しており、「男は仕事」「女は家庭」という、社会的に固定的な性別役割分担意識がまだ残っています。

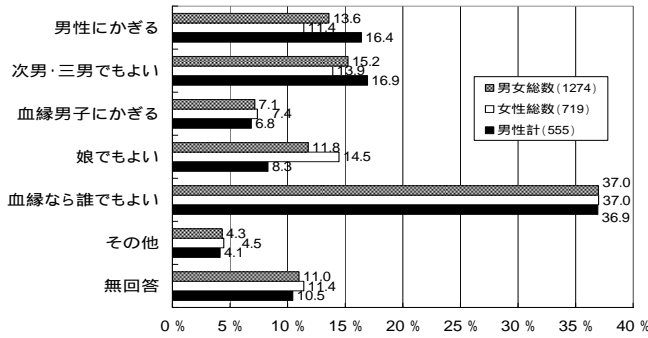
「男性優位」の意識が女性の自立、社会進出、自己表現を阻害しているので、意識の啓発をし、見直しをする必要があります。

一方、「ウヤピトウ（位牌）継承」の設問に対して、市民アンケートの結果では、男性（長男・次男等）への継承「男性にかぎる」を大幅に越えた「血縁なら誰でも」という回答結果が多く意識変化の傾向が見られます。

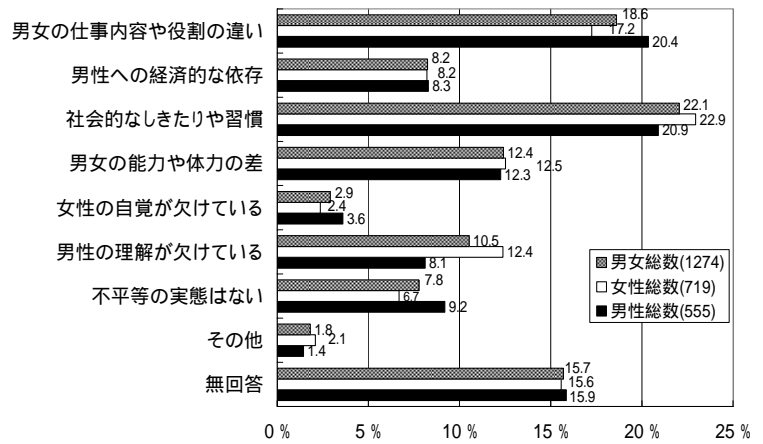
「男は仕事、女は家庭」という考え方について
男女別総数



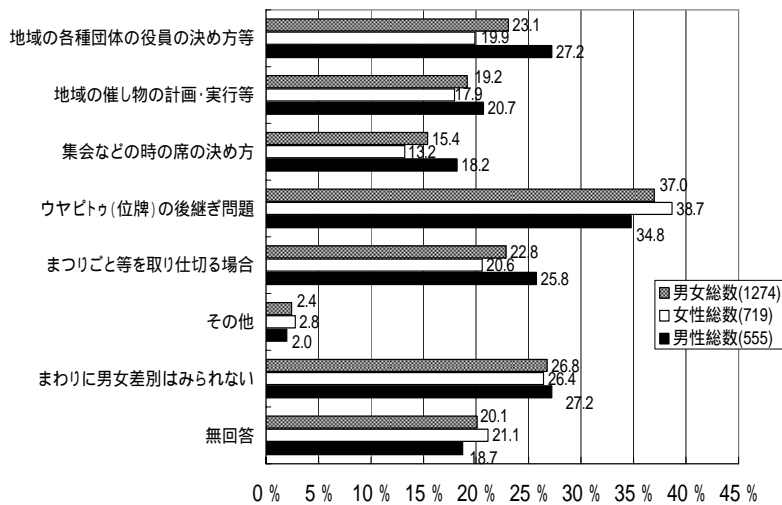
ウヤビトゥ(位牌)の継承について 男女別総数



男女不平等の原因と思うもの 男女別総数



あなたのまわりにおける男女差別は 男女別総数



資料出所：石垣市「男女共同参画社会づくりに関する
市民の意識と実態調査」(平成17年3月)

主要目標 5 男女共同参画推進の条例化

〈現状と課題〉

国の男女共同参画社会基本法は、その第 14 条第 3 項において「市町村は、男女共同参画社会基本計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。」と努力義務を規定し、多くの自治体では、既に計画が策定されつつあります。また、沖縄県においては、男女共同参画推進条例が制定されています。

本市においても条例の制定は早急に行わなければなりません。この男女共同参画推進条例（仮称）「づくりにあたっては、条例検討委員会（仮称）を結成し、行政機関はもとより、事業所・民間団体・市民が協力し合って、本市の実状に見合った具体的な内容を盛り込まなければなりません。

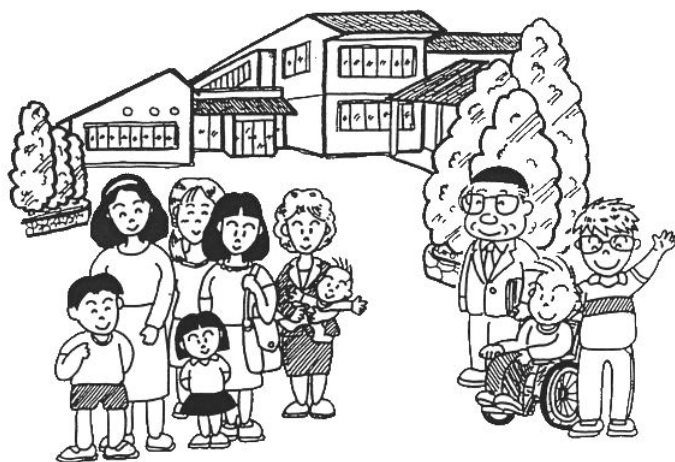
…具体的施策…

①男女共同参画推進条例の制定

男女共同参画に関する条例を制定するため準備を進めます。

これは、男女共同参画社会の実現が「21 世紀の最重要課題」と位置づけた国の男女共同参画社会基本法が平成 11 年 6 月に成立し、「国の施策に準じた施策」と「区域の特性に応じた施策」を策定し実施することが地方公共団体の責務とされたことによるものです。

本市では、男女共同参画に関する条例制定に向けての提言を受けて検討を重ねてまいります。



基本目標 2 男女共同参画社会づくり

【はじめに】

本市はこれまで審議会等委員への女性の登用を積極的に推進し、一定の成果を挙げており、「いしがきプラン」策定後の登用率は着実に伸びを見せているものの、目標とする達成率にはまだまだの状況にあります。より積極的な女性の登用と人材リスト等による委員の選出を推進するため、開かれた委員会運営と男女共同参画視点を重視した資格要件等の再検討が必要であると思われま

す。行政においてその政策・方針決定に関わる部署、役職への女性の登用は男女平等を推進する上で、有効かつ不可欠であると思われま

す。この間、本市において初の女性管理職や行政委員会の長に女性が選出されたことは、大きく評価されるものであります。女性の管理職への登用も推進するべく努力はされているものの、未だ充分とは言えず、特に政策・方針決定に関わる役職への登用率は低い状況にあります。

一方、企業、団体等における女性の積極的参画を推進するため、女性の能力活用事例、成果について広く情報の収集と提供をすすめると共に、男女平等の視点に立った運営がなされているかを評価する必要があります。

また、女性の比率が高いパートタイム労働の実態調査を男女平等の視点で実施することにより、労働環境における男女平等推進に関わる問題点を明らかにし、今後の課題、展望につなげることが重要です。

あらゆる分野への男女共同参画において、女性の家庭内における役割負担の軽減は根本的な課題であり、いいかえると、家庭、地域生活への男性の恒常的参加が推進されるよう、職場、学校、地域での条件整備が必要であると思われま

主要目標 1 政策・方針決定過程への女性参画の拡大

現状と課題

現在、国政、県政はもちろん本市の政策決定の場への女性の参画はまだ少ない現状にあります。「女性は家庭、男性は仕事」という性別役割分担意識が根強く残っているなかで、男性は仕事中心の生活を送り、家事はもとより、地域活動にも参加の機会が少ない状況です。

しかも地域活動では、主に担っているのは女性であっても、代表者の多くは男性という構図が見受けられます。

女性が政策・方針決定過程に参画することによって、そのような社会の構造や仕組を変えることにつながり、女性も男性も、ともに仕事と家庭と地域社会とのバランスを保って活動することができる男女共同参画社会を実現していくことができます。

そのためには、個々の女性も自ら能力を開発し、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること（エンパワーメント）が必要です。

本市においても、性別役割にとらわれることなく女性が自立し、あらゆる領域で

力をつけるための機会をもつことを支援するなどの条件を整えていくとともに、積極的に市の行政委員会、審議会等の委員への女性の参画を促進する必要があります。

平成 17 年 11 月末現在、本市の人口は、女性 23,428 人、男性 23,353 人ですが、市の委員会、審議会等（附属機関）20.1%であり、女性委員が 1 人もいない委員会・審議会等は 37 機関中、6 あります。

市職員の人数構成をみると、女性比率は、34.8%ですが、係長以上のポストに女性が占める比率は、18.4%で非常に低い状況です。

今後、各委員会・審議会等における女性登用率目標値を 30%以上と定め、本プラン完了までに実現出来るよう推進していきます。

そのため市が率先して、市内の企業・事業所のモデルとなりえるよう、政策・方針決定の場に男女の職員の対等な人事配置や、職場の拡大、研修を行うことが重要です。

用語解説

エンパワーメント

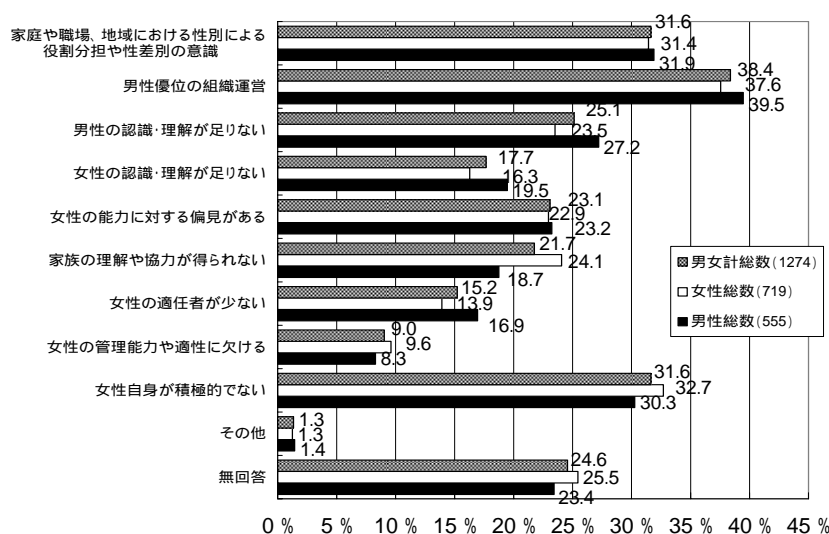
女性が責任を持った社会の構成員として、政治、経済、社会、文化などあらゆる分野で、その能力を發揮することをいいます。そのため、学習等の機会を通して研鑽し力をつけることが必要です。

…具体的施策…

あらゆる企画立案過程への女性の積極的登用

企業、団体等における女性の方針決定の場への登用率は低い状況にありますが、あらゆる分野での方針決定の過程から女性の登用を図るために、女性の積極的な意識の変革と人材育成を図っていく必要があります。

政策や方針決定の場への女性が少ない理由 男女別総数



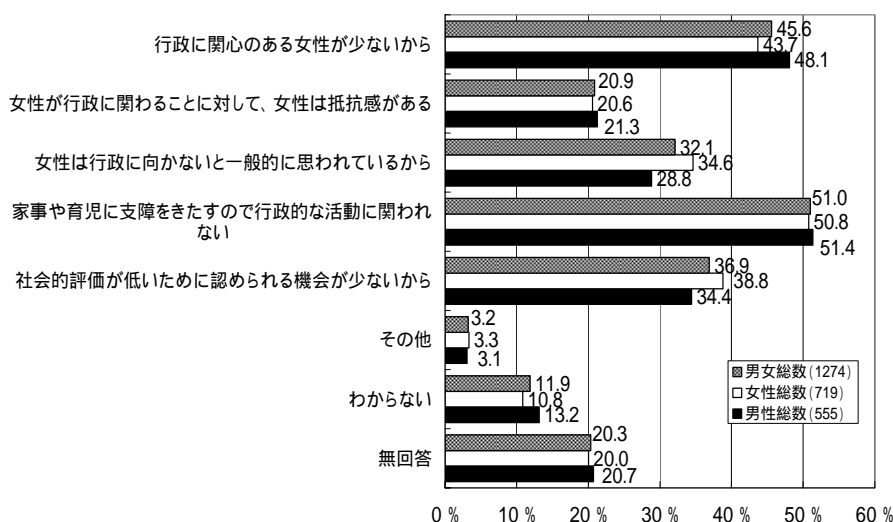
資料出所：石垣市「男女共同参画社会づくりに関する市民の意識と実態調査」（平成 17 年 3 月）

委員会・審議会等への積極的女性登用の拡充

本市の審議会・委員会等の女性の登用率は、現在平均 20.1% になっていますが、第 2 次プラン計画満了までには、目標値の 30% 以上の女性登用を図る必要があります。

そのためには、今後とも女性自身の意識の啓発と女性の登用目標率に向けた積極的な対策、あらゆる企画立案過程への登用範囲を拡大し、女性の視点に立った意見等を生かしていく必要があります。

一般的に行政で委嘱する委員が男性より女性が少ない理由
男女別総数



資料出所：石垣市「男女共同参画社会づくりに関する市民の意識と実態調査」(平成 17 年 3 月)

女性リーダー育成と女性団体及び諸団体との連携と拡大

本市においては、リーダー研修として、沖縄県女性海外セミナー「女性の翼」への派遣事業の実施や、島内外からの講師を派遣しての男女共同参画講座等を行なっています。また、県内では女性総合センターや女性職業財団、民間においては、商工会による各種の研修等が開催されていますが、離島と言う関係上、本島での講演会や研修会に参加する人数は限られており、参加を希望しても交通費等の問題があり、思うように研修、受講する機会が少ないのが現状であります。

今後、県女性総合センターや女性職業財団、商工会による各種の研修等についての出前講座や研修の機会をつくり、リーダー育成・人材育成に努め、充実強化を図っていく必要があります。

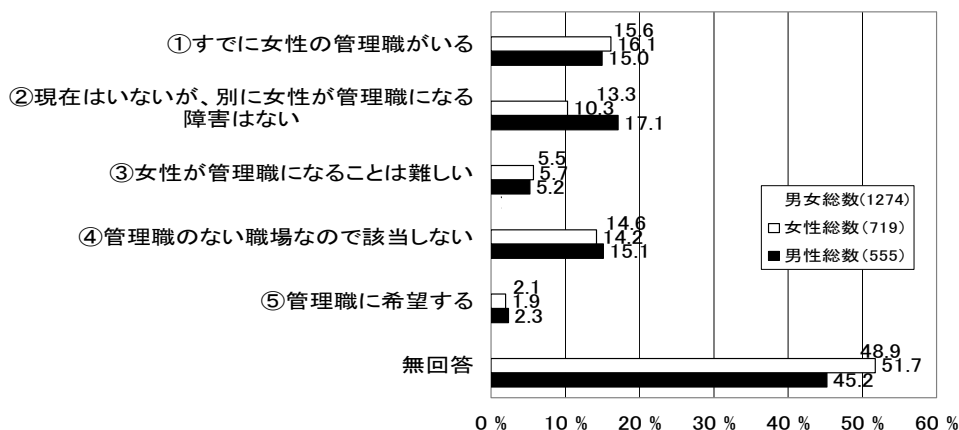
また、女性団体や諸団体との連携と相互の情報を交換し合い、参画社会づくりへの意識を高めていく必要があります。

④職場の男女共同参画意識の高揚と女性の管理職の登用

市民アンケートの「女性の管理職の登用状況」についての設問では、「管理職に希望する」という女性の回答結果は 1.9%とかなり低い数値になっています。共同参画するために、女性自身の意識の改革や人材育成に努め、研修学習の場を確保していく必要があります。

また、あらゆる分野での方針等の決定過程の場に女性が参画できるよう人材の育成を図っていく必要があります。

職場での女性管理職の登用状況について
男女別総数



資料出所：石垣市「男女共同参画社会づくりに関する市民の意識と実態調査」（平成 17 年 3 月）

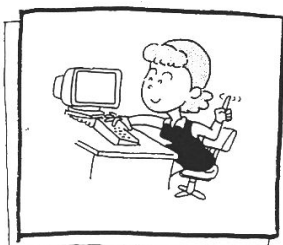
主要目標 2 職場における人権の保障と平等の推進

〈現状と課題〉

雇用の場では、雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等の法律が整備され、法制度上は男女に均等な待遇が確保されています。しかし、固定的性別役割分担意識や女性をパートナーとしてみない風潮が根強く存在しており、就職や賃金、昇級等、依然として男女格差が見られます。

昭和 60 年（1985 年）に国が批准した女子差別撤廃条約は、女性も働くことが個人としての権利、機会、責任を享受できる存在であることをうたっており、啓発活動もその精神に沿って有効かつ具体的に展開することに取組みます。

また、事業所において女性の管理職登用や職域の拡大を図るため、ポジティブ・アクション（積極的格差是正措置）が促進されるよう情報提供に努めます。



…具体的施策…

職業能力の男女平等の確立とチャレンジ支援の推進

この件に関しては、沖縄県資料を参考にします。

県のアンケートでは、「勤めている方への質問」として、職場での男女平等観については、「女性の仕事は、補助的な仕事や雑用に偏っている」と回答した女性の割合が最も多く 56.4%、「女性の登用に消極的」45.8%、「パート等の労働条件が低い」51.9%という回答結果になっています。最も回答の多かった「女性が男性の補助的な労働を担っている」ではなく、一人前の職業人として育てていくために、男女平等はもとより、共同参画についても職場内での意識の改革が求められます。

平成 17 年度、市においては、初の女性消防士、女性技師の職員採用がありました。民間においても、大型バスの運転手などが誕生する等、職種のチャレンジやチャレンジ支援が行なわれています。

男女共に職業能力を確立するためには、技術支援、講習の機会を行ない、また、固定的な観念にとらわれない職場環境整備が必要です。

用語解説

ポジティブ・アクション

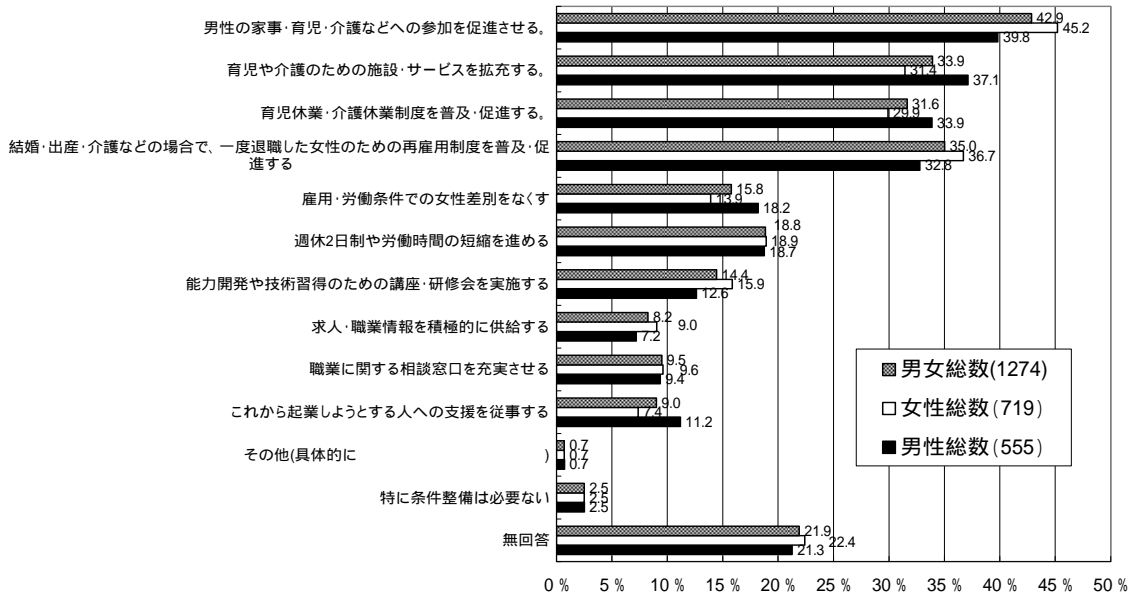
積極的な差別解消対策です。アファーマティブ・アクションともいわれています。不公平な待遇を受けてきた人種的・社会的な少数派の人々に対し、教育や雇用の機会を一定の比率で優先的に取り扱うなどの方策をとることによって、形式的な機会平等よりも実質的な結果の平等をめざすための特別措置女性差別撤廃条約においても、この特別措置の必要を認めています。しかし、あくまでも暫定的なもので、機会と待遇の平等を確保された状況下では逆差別になることも規定しています。

女性の人権を保障する就業条件及び雇用条件の整備

市民アンケートの結果では、仕事上の悩みや不安についての設問に対し、女性の回答者では「賃金が安い」、「就労時間が長い」、「上司に理解がない」等の回答結果が多く見られます。

今後、条件整備のために就業の為の技術習得の講座、機会や育児・介護休業制度等の利用しやすい環境づくりを図っていく必要があります。

女性が仕事を続けていく上での必要な環境整備 男女別計



資料出所：石垣市「男女共同参画社会づくりに関する市民の意識と実態調査」(平成17年3月)

セクシュアル・ハラスメント 防止及び被害者対策の推進

女性に対する暴力には、ドメスティック・バイオレンス(DV)のほかにも、セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、ストーカー行為等も含まれます。

性犯罪は、女性が暴力により身体的、精神的に大きな被害を受けるとともに表面化した場合には二次被害を受ける場合もあります。また、ストーカー行為は被害者の日常生活の平穏を脅かす行為であり、その行為は徐々にエスカレートし、被害者に対する暴行や障害、さらに最悪の場合には殺人等の凶悪犯罪にまで発展するおそれがあります。職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、個人の尊厳を不当に傷つけ、男女が対等に能力を発揮する機会を妨げることに繋がります。平成11年(1999年)に、「男女雇用機会均等法」が改正され、職場のセクシュアル・ハラスメントについては、事業主の配慮、義務が規定されました。本市では、お互いの人権を尊重する理性をもった行動をとることが重要であることを啓発し、幅広い取組みを推進します。

主要目標3 家庭生活・地域社会への男女共同参画の促進

現状と課題

男女双方にとって家庭生活や地域社会が暮らしやすく住みやすいものとするためには、男女が共に家庭生活や地域活動に責任を持ち、積極的に参加していくことが必要ですが、現実には、男性の家事時間はきわめて短く、家事・育児・介護等は女性が主に担っている状況にあります。

また、高齢化が進んでいる本市では、高齢者のみの世帯も増え、男女が協力して生活を支え合うことが必要となっています。高齢期の男性には、家事などの日常生活面での自立ができていないという問題が、女性には経済的な自立について不安を抱えている人が多いという問題があります。高齢者等の介護負担が女性側に偏っているため、高齢者問題を解決することが男女共同参画社会の実現にとって重要です。

こうした中で、家庭生活や地域活動において男女共同参画を進めるためには、男性に対する意識啓発や、男性が家事・育児・介護等へ参画しやすい環境づくりを進めていくことが必要です。

また、高齢者や障がい者が、意欲と能力に応じて積極的に社会との関わりを持ち続け、生きがいのある生活を送り、地域社会の担い手として様々な形で活躍できるよう、男女共同参画についての意識啓発を進めるとともに、社会参画の機会の提供や環境を整備することが必要です。

さらに、環境問題をはじめとして生活に密着した問題が多くなっている中で、誰もが住みよいまちづくりをするためには、老若男女が共に意見を出し合い、責任を担って活動し、地域社会をより豊かなものにするために、社会全体で子育て、介護を支援する環境整備、町内会、自治会活動などへ男女が参画しやすい環境づくりが必要です。

…具体的施策…

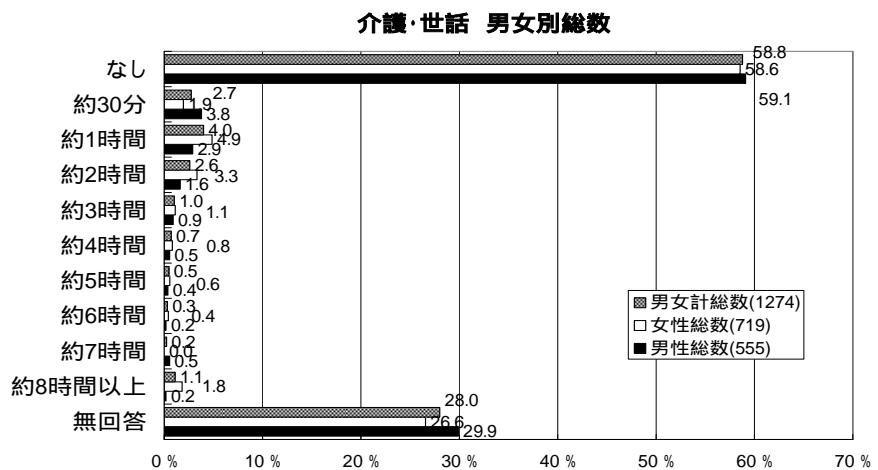
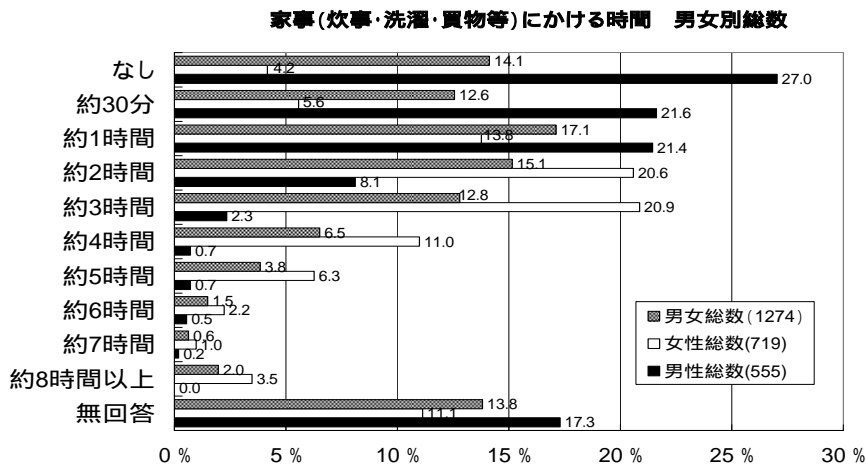
①家事・育児・介護等における男女共同参画の促進

市民アンケートの「生活時間等について」の設問について、「家事時間」についての最も多い回答が、女性は「約3時間」に対して男性は、「30分以内」と回答している人が多く見られます。また、「育児」については、男女共に時間帯がにかよっています。このことから、現在育児中の年代は、男女の共同参画が伺えます。

「介護時間」については、回答者の半数以上が「介護・世話なし」を回答していますが、回答している時間帯を見た場合、女性の方が男性よりも時間帯が長いことが伺えます。

男女が家事、育児、介護等に積極的に参画できるよう男性の積極的な参加と、男性の生活自立と意識の啓発策を講じる必要があります。また、介護については、負担が女性へ偏っているため、男女が共にその責任を分担できるよう高齢社会に入った現在、ますます男女の共同参画が必要です。





資料出所：石垣市「男女共同参画社会づくりに関する市民の意識と実態調査」(平成17年3月)

地域活動における男女共同参画の促進

男女共同参画社会は、仕事はもとより地域活動にも男女が共同で参画して行く社会です。人生80年時代といわれる長寿社会において、住民同士の交流やボランティア活動などを通じて地域の連帯意識を高め、生きがいと相互協力のある地域社会を形成することが重要です。

そのためには、男女が自主的に参加できる環境づくりを進め、共にまちづくりに貢献でき、共同して子育て・介護ができる環境づくりを啓発していく必要があります。

新たな地域コミュニティへの参画推進

新たに出来た住宅地が既存の自治会との交流・参画が乏しい傾向にあります。

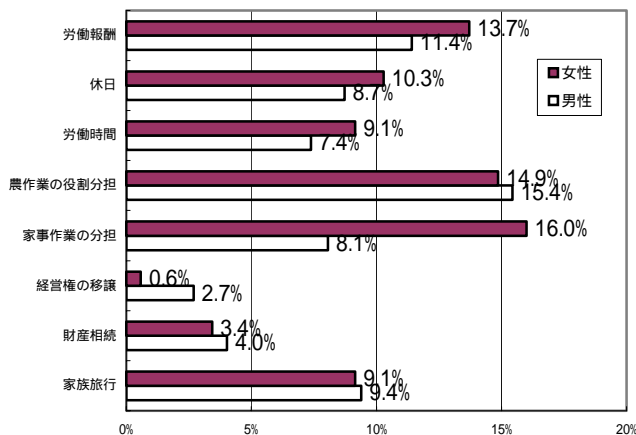
お互いの情報交換と連携を図るための場所づくりや意識の啓発・条件整備を行なう必要があります。

主要目標 4 農山漁村における男女平等の促進

現状と課題

あらゆる農林水産業・農山漁村の担い手が、持てる力を十分に発揮し、評価され、方針決定過程に参画できる社会を実現するためには、「個」としての主体性を確保すること、農山漁村における家庭や地域社会に残存している固定的な役割分担意識とそれに基づく慣習・慣行や行動様式を是正する必要があります。また、意識と行動の変革を進めると同時に、消費者等との交流促進を図り、農山漁村の女性の地位向上に向けた啓発行動等を推進する必要があります。

家族経営協定 で取り決めたい内容について



男性では「無回答」が圧倒的で、次に「農作業の分担」であるのに対し、女性は「無回答」、「家事作業」に加え、「農作業」分担も高く、男性の作業負担が「農作業」であるのに対し、女性の作業負担が「農作業」と「家事」であることが考えられる。

資料出所：石垣市農山漁村男女共同参画推進事業に関する意識調査（平成17年2月）

…具体的施策…

女性の適正な労働評価と快適な就業環境の整備推進

農家の女性は、家事、育児、介護と多様な労働に従事しており、農業参入がしにくい現状があります。

- ・労働報酬をもらっていない事が多い。
- ・女性名義の不動産の保有も少ない。

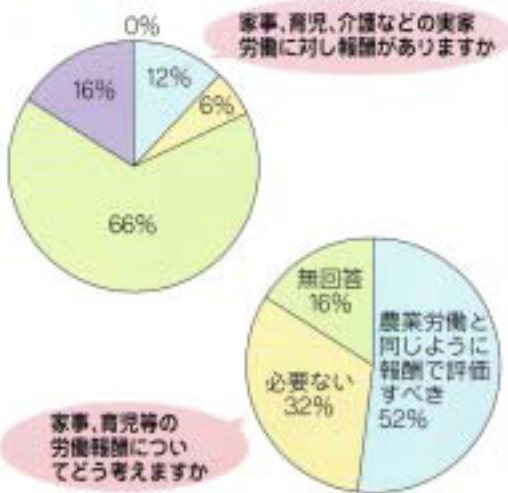
職場としての圃場における労働環境や労働条件等の未整備等があげられます。

やり甲斐のある農業のためには、労働報酬や休日の設定、農作業、家事作業、育児、介護等の役割分担が必要であり、また、圃場近くでの休憩室やトイレの設置がほとんどない状況にあります。

漁家の女性は漁に出ないと漁協組合員へ登録できないという資格要件（120日以上海に従事する。）を満たすことが出来ないので漁獲物を卸値ではなく小売値で入手せざるを得ない現状です。現在女性漁協組合員登録者は、若干名で資格要件に大きな課題があります。

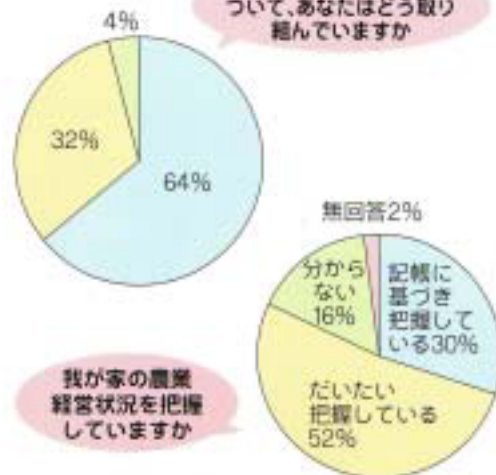
報酬について

- 農作業と同様に評価し、報酬がある
- 農作業並みではないが報酬がある
- 時々、感謝の意としてお金や物品の報酬がある
- 何もない
- 無回答



経営改善への取り組みについて

- 自分からも提案し、経営改善に積極的に関わっている
- 夫が提案すること聞き、経営改善に取り組んでいる
- 無回答



資料出所：「女性農業者に関する実態と意向の調査結果
平成14年度アンケート
八重山農業改普及センター

②農漁業者としての能力向上と職業観の確立

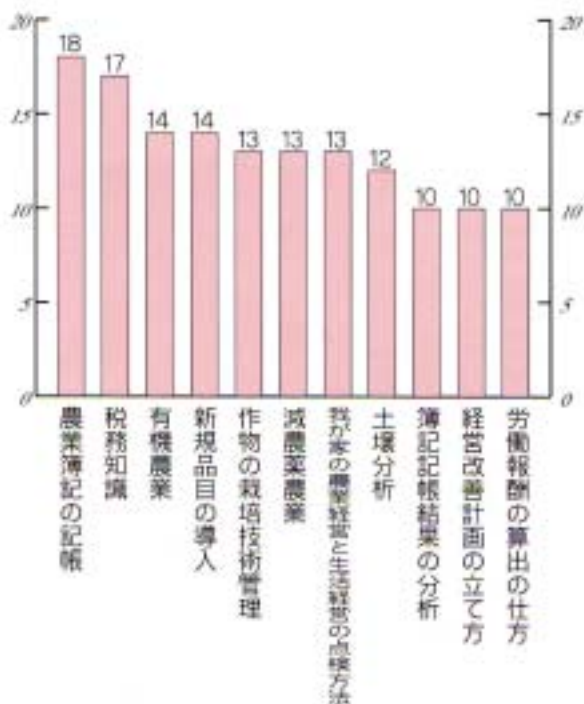
農業は、収穫の喜びや時間設計が自由であり、家族で仕事ができ、努力や工夫次第でやり甲斐がある職業です。しかし女性は、結婚や子育てが一段落した時に農業に参入しています。そのため、農業知識、技術に乏しく、農業経営や農作業は補助的立場にあります。また、農漁業は、台風等の気象災害により生産性が左右され、厳しい経営の状況もあり、ゆとりのある農漁業経営が必要な職業です。

職業としての農漁業を確立するための多様な学習機会による能力向上や情報交換・交流等による仲間づくりが必要です。常に消費者ニーズを把握し、流通を見据えた経営感覚を身につけることが必要です。

また、漁業の加工品経営者としての自立した運営を行なうため、組合員権利の取得（運営資金権利の獲得）はもちろんのこと、女性の役員登用が出来るよう早急な対応が必要です。

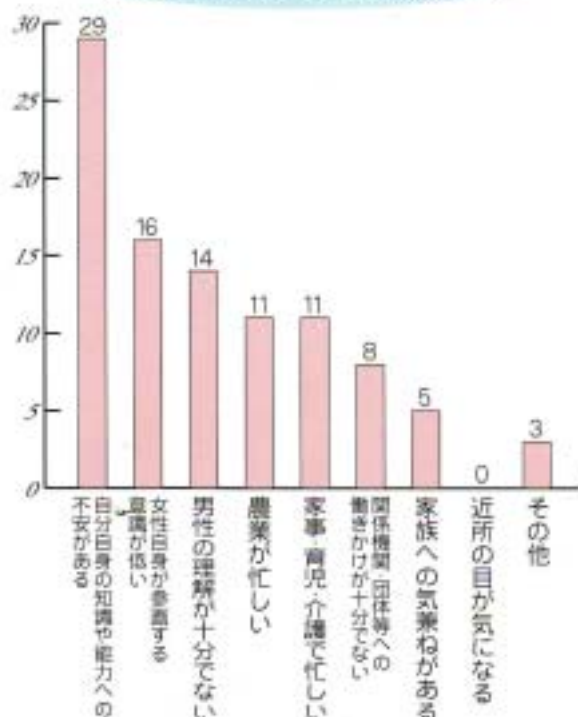


農業経営者として 学びたい項目



女性の社会参画について

女性が地域活動に参加するとき、
問題となることは何ですか（複数回答）



資料出所：「女性農業者に関する実態と意向の調査結果
平成 14 年度アンケート
八重山農業改普及センター

新しい地場産業おこしと起業組織育成

女性の多くが農産加工や農産物直売所、体験農園等を経営に取り入れたいと望んでいます。規格外農産物の有効活用や、農産物への付加価値を高める技術、知識、施設や設備が不十分であり、観光とリンクする特産品がまだまだ必要です。農村女性の食品加工起業者は年ごとに売上が向上していますが、小規模起業者（個人起業）が多く、仲間との連帯意識が弱いようです。

また、漁協女性部においては、現在のところ既設の生産物加工場が無いために個人の工場やセリ市場の施設を借用している状況であり、生産物に付加価値をつける加工品作りの場所確保に大変苦慮している状態です。農村女性と同様に個人起業（さしみ店）の多いのが特徴です。

最盛期の農水産物を有効活用するための加工施設や設備等が不十分であり、新規女性起業者の育成や労働力の確保、加工原材料の確保が必要です。また、流通ネットワークが不十分であります。

基本目標 3 安定した暮らしを作るための条件整備

【はじめに】

育児休業制度が制定されていますが、実際の利用は少なく、取得しやすい職場環境づくりが課題となっています。本市では、就労形態の変化や核家族化等家族形態の多様化が進む中で、延長保育や学童保育など、家庭と仕事の両立を支援する制度や施設の充実が望まれています。また、ゼロ歳児や1～2歳児を抱え働く男女の子育ての悩みが深刻です。

また、小学校入学前の5歳児は1年間、幼稚園へ入学することが慣習となっています。

本県の合計特殊出生率は全国一で、子育てしやすい風土があるように思われますが、現状はそうでもありません。安心して子育てができる社会を築くためには、多様な働き方にあった保育体制の確保が先決です。そのために、幼稚園と保育所の一元化の必要性が叫ばれており早急な対応が望まれます。

一方、少子化対策が叫ばれながら、女性の社会進出は進行し、パート労働、長時間営業体制の職場が増え、働き続けたいと願う親たちは保育園や夜間保育等に頼らざるを得ないのが現状です。待機児ゼロを目指した保育所の整備やきめ細かい支援策が望まれます。この先、少子高齢化が一層進行し、生産年齢人口（15歳以上65歳未満の人口）の減少によって、今後、ますます女性の労働参加が要求されることとなります。

男女が共に働きながら、安心して子どもを生き育てることができ、また、介護に関しても不安を抱くことのないよう、男女双方の意識の変革、行政施策の充実、そして地域や企業の支援が求められています。

主要目標 1 男女が働き続けられるための条件整備

現状と課題

近年、多くの分野で女性の社会参加が進んでいます。女性の就業意欲の高まり、高学歴化やライフサイクルの変化等により、今後さらに働き続ける女性が増加していくものと予測されます。

しかし、働く女性を取り巻く労働環境の整備は、十分であるとはいえません。特に乳幼児の育児にかかわる女性は、仕事と家事・育児の両立を図ることが大きな負担となっています。そのうえ、高齢者などの介護も女性が担うという現状にあります。

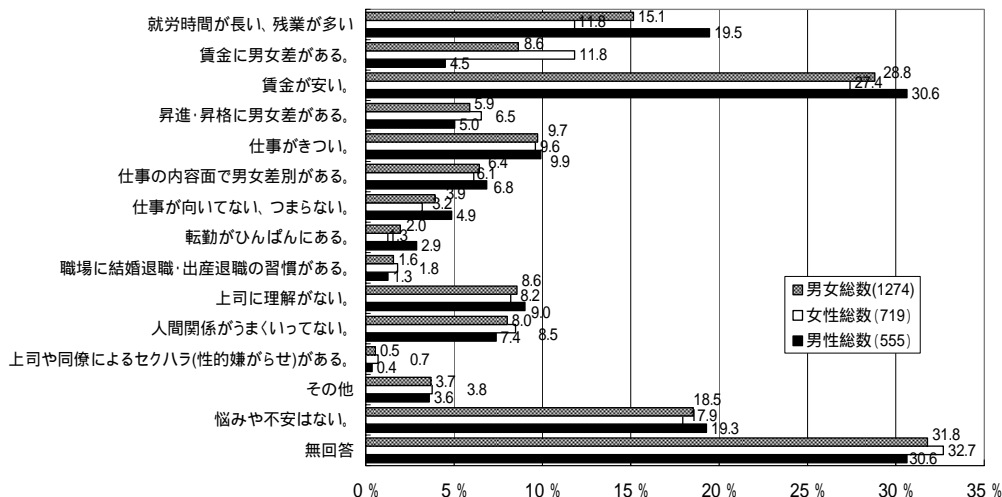
女性が働き続けるためには、男女ともに仕事と家庭の両立を可能にするような労働環境・条件を整備することが必要です。労働の場における条件整備を進めていくことは、女性だけでなく、男性にとっても、共にゆとりある人間性豊かな生活をおくるうえで大切なことです。

そのためには、まず産む性（母性）が労働の場においてマイナス要素とならないよう、社会的に尊重され、保護されるよう、啓発を行うとともに、仕事と育児・介護との調和を図れるよう育児・介護休業法の周知徹底に努めることが重要です。これまで女性の役割とされていた家事・育児・介護等にも男性も積極的に参加できる

よう、労働時間の短縮に向けて働きかけるとともに、女性の多様化している働き方に対応した保育環境の整備充実を図る必要があります。

さらに、女性の就労の継続的発展を図るため、企業に対して再雇用制度を普及させていくことが今後の検討課題です。

仕事上の悩み不安について 男女総数



資料出所：石垣市「男女共同参画社会づくりに関する市民の意識と実態調査」(平成 17 年 3 月)

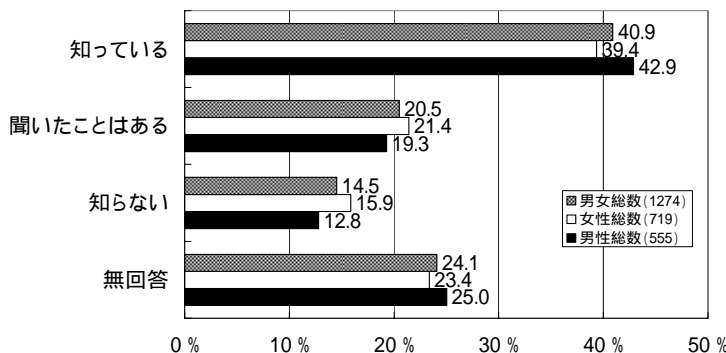
…具体的施策…

就業形態の拡大と充実並びに条件整備

男女雇用機会均等法、育児休業法・介護休業法等が施行され、女性が働きやすい制度が制定されました。しかし、その制度を十分に活用できる職場環境は少なく、また、パート労働などの就業条件整備等、十分な環境整備が整っていないのが実情です。

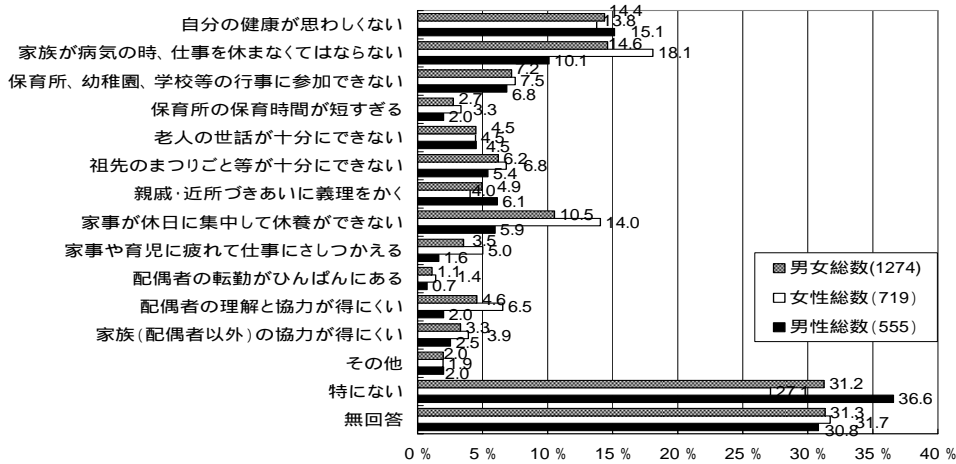
働きやすい職場環境づくりのためには、育児・介護休暇制度を男女共に取得できる環境づくり、意識の変革が必要であります。

男女雇用機会均等法を知っていますか 男女別総数

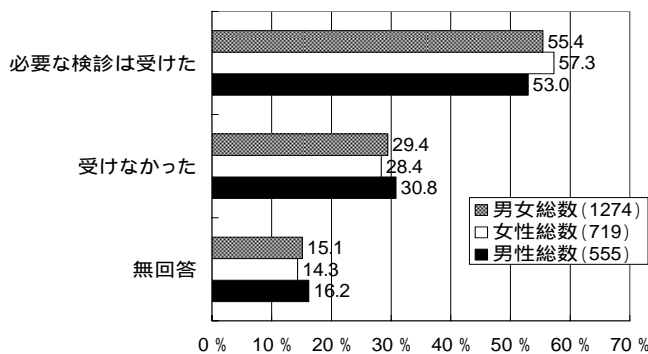


資料出所：石垣市「男女共同参画社会づくりに関する市民の意識と実態調査」(平成 17 年 3 月)

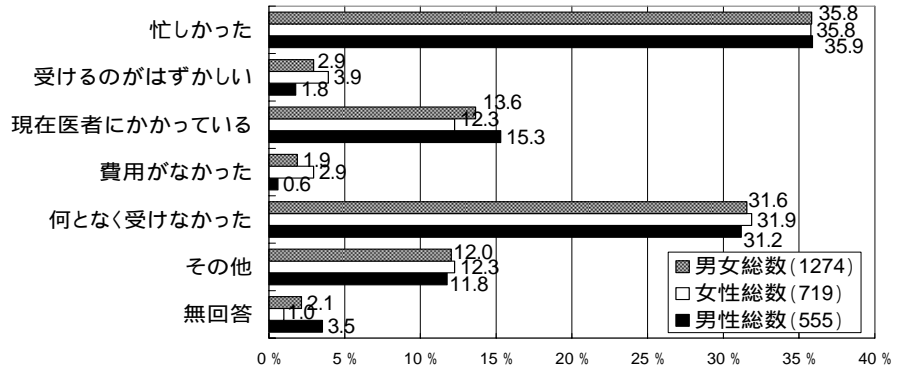
仕事以外の悩み・不安等について 男女別総数



検診の受診状況について 男女別総数



検診を受けなかった人の理由 男女別総数



資料出所：石垣市「男女共同参画社会づくりに関する市民の意識と実態調査」(平成17年3月)

伝統工芸産業の振興と従事者の育成

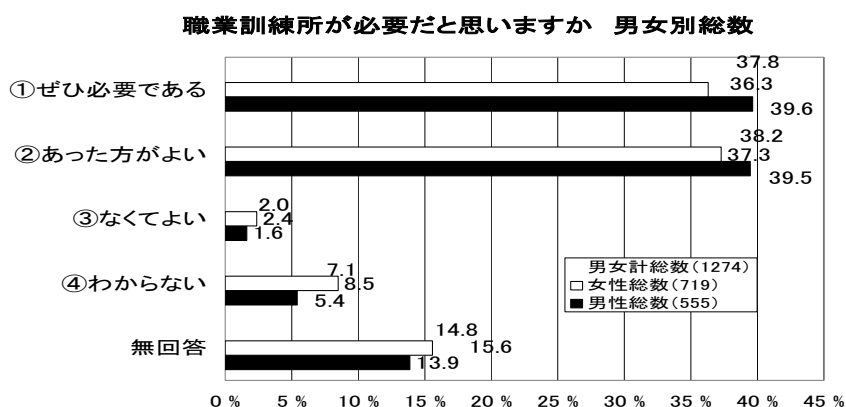
本市の伝統的な織物(八重山上布、八重山ミンサー等)、焼物、特産品等を「石垣ブランド化した」地場産業として後継者育成を振興しているところですが、良質な原材料の確保に憂慮している状況です。市や民間においても技術従事者の育成を行い女性雇用の拡大を図っておりますが、今後とも伝統工芸の振興のために後継者育成を図り、伝統工芸の振興を図る必要があります。

③女性の起業促進及び支援

起業する場合、男性に比べて女性は資金づくりに厳しいものがあります。支援のために、女性の能力にあった起業ができるように講習会、情報の提供や相談業務等を図る必要があります。

④職業訓練機関との連携

市民アンケートの結果では、職業訓練の機関の市民ニーズが75%以上あります。今後、自立した女性の育成のための研修機関等が必要であり、ひとり親やDV被害者への自立支援のため必要な就業機関との連携強化は大きな課題になっています。



資料出所：石垣市「男女共同参画社会づくりに関する市民の意識と実態調査」(平成17年3月)

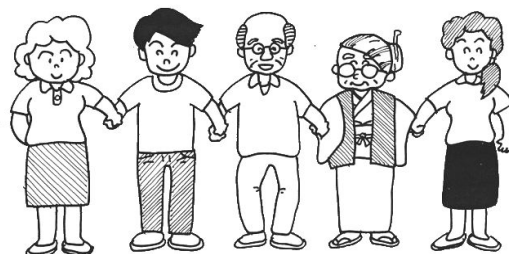
⑤介護支援の充実

男女共同参画社会では、家庭の介護の家庭生活における活動は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に行われることが必要です。

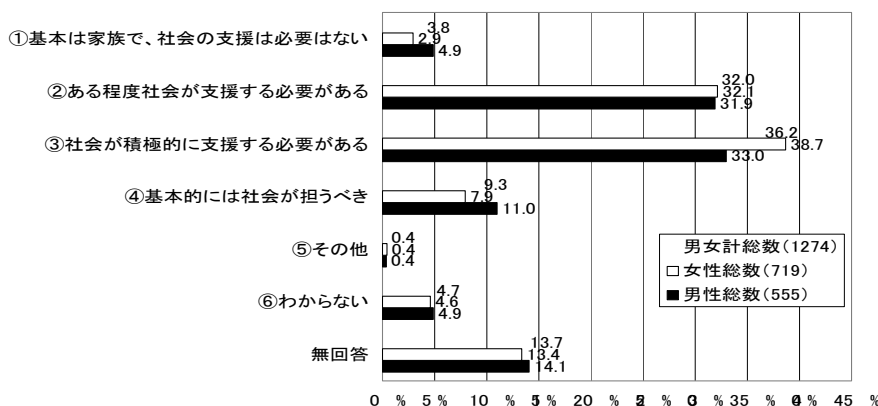
これまでの企業中心型ともいわれる社会では、長時間労働や転勤等により家庭生活に犠牲を強いてきた面があります。

社会・経済状況の変化に伴う雇用システムの変化や心の充足の必要性等から、男性も家庭や地域生活に参画することが求められています。

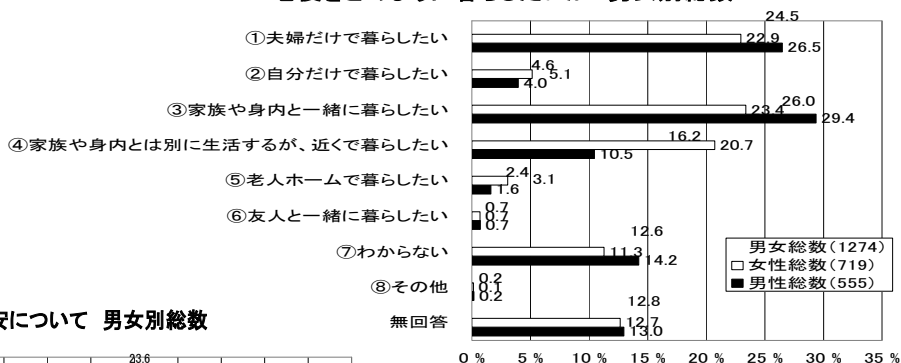
こうした状況から、男女が共に介護に関わっていくことができるよう、地域や社会全体で支援していく必要があります。



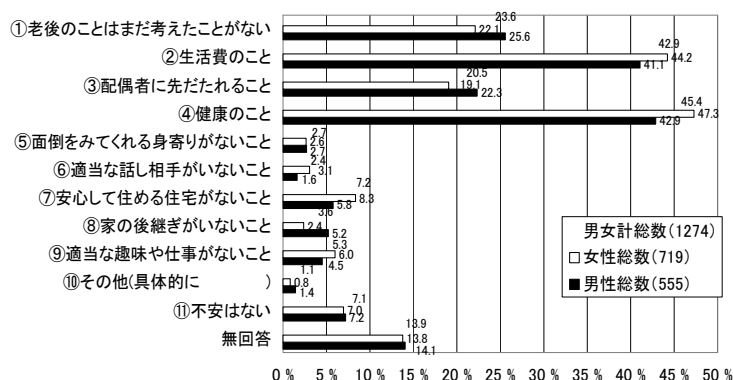
高齢者の介護支援について 男女別総数



老後をどのように暮らしたいか 男女別総数



老後の生活の不安について 男女別総数



資料出所：石垣市「男女共同参画社会づくりに関する市民の意識と実態調査」（平成 17 年 3 月）

主要目標 2 育児期の条件整備

〈現状と課題〉

本市では、これまで乳幼児の各種健診や育児相談、母子保健事業、家庭相談所の設置など、安心して子どもを生き育てることができる環境づくりに努めてきました。また、保育所の整備をはじめ、多様な需要に対応した保育サービスの提供など児童の健全育成活動に取り組み、子どもが心身ともに健やかに育つことができるような環境づくりに努めてきました。

しかし、近年の女性の社会進出や世帯構成の変化、また個人の人生観、価値観の多様化などにより、子どもと子育て家族を取り巻く社会環境が大きく変化していると同時に、少子化が進んでいる状況があります。

親の過保護・過干渉や、育児放棄、子ども同士、特に異年齢の子どもの交流機会の減少などにより、自主性や社会性が生まれにくくなるなど、子ども自身の健やか

な成長への影響が懸念されています。

また一方では、世帯構成の変化や都市化に伴う住民相互の関わりの希薄化などによる家庭や地域の子育ての機能の低下が進み、育児負担が母親に集中し、不安や悩みが助長されるといった状況が見られます。

こうしたことから、本市では、少子化のもたらす影響を社会的な課題として受け止め、子育てを家庭だけではなく地域社会全体で支援し、次代を担う子どもたちを健やかに育てることができる環境づくりを総合的に進めるため、平成16年度に「石垣市子育て支援行動計画」※を策定しました。

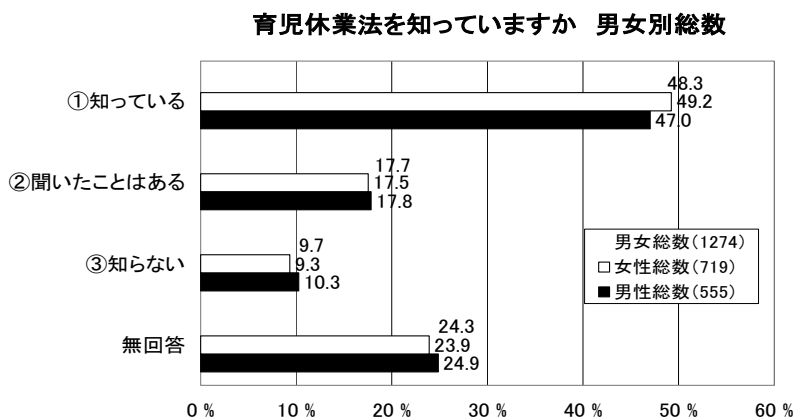
わが国の女性の労働力は、出産・育児期に急激に低下する特徴を持っています。女性の能力を活かした活力ある社会の形成をめざすためには、仕事と家庭が両立できる条件・環境整備が急務となっています。加えて、一人ひとりの女性が社会の一員としての自覚を高め、自らの能力を開発することによって、政治的、社会的、経済的、文化的に新しい社会づくりの主体としての力をつけること（エンパワーメント）も必要です。

…具体的施策…

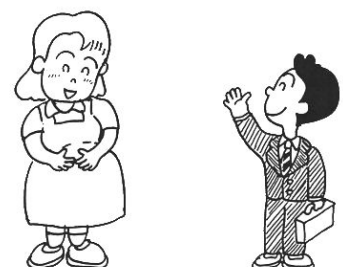
①育児休業法の円滑な施行と促進

取得者全員が女性であることから、育児にかかる負担割合が未だに大きく女性にかかっていると思われます。

今後は、家庭や職場での意識改革を推進することにより、男女を問わず育児に関する各種制度が取得しやすく、また、職場においては復帰しやすい環境づくりに努める必要があります。



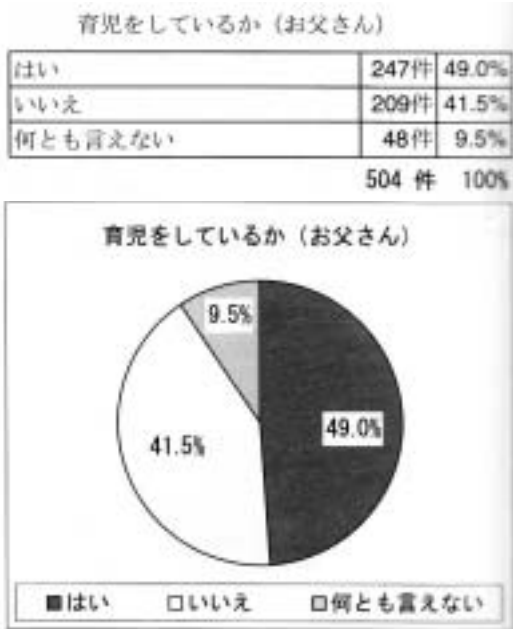
資料出所：石垣市「男女共同参画社会づくりに関する市民の意識と実態調査」（平成17年3月）



石垣市子育て支援行動計画の推進

「生りどう宝（子宝こそ第一） ふぁーまー（子・孫）元気 結い（地域）で子育て」を基本理念とした石垣市子育て支援計画を策定し、地域における子育ての支援、子どもの安全の確保、子どもや母親の健康の確保等を推進しています。

妊産婦・乳幼児相談、ルーキーママ の集い事業等がありますが、関係機関と連携を図り子育て支援体制を周知・啓発を図る必要があります。



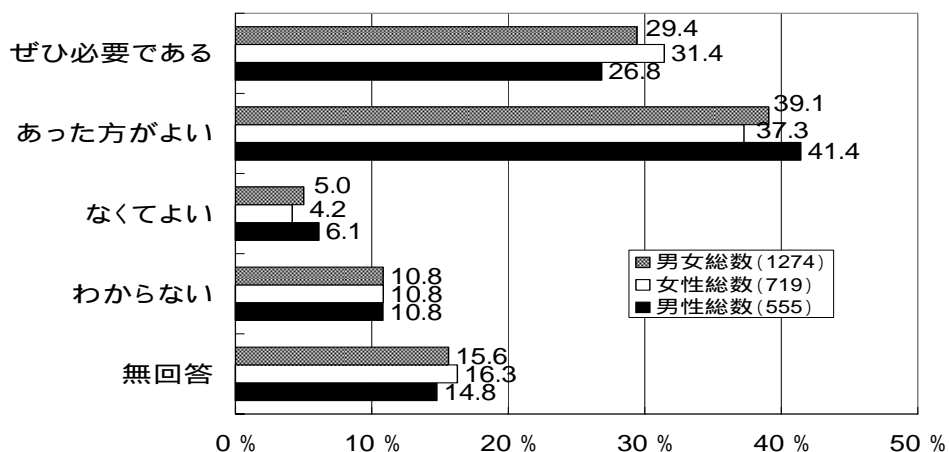
資料出所：「石垣市子育て支援行動計画」
平成 16 年度

児童クラブ及び子どもの居場所づくりの推進

「児童館の必要性」に関する市民アンケートでは、「是非必要」『あった方がよい』と回答した市民が、68.5%おり、児童館について市民ニーズが高いという結果になっております。

また、子どもの居場所が少ないという現状もあることから、児童クラブや子どもの居場所づくりを積極的に進める必要があります。

児童館が必要だと思いますか 男女別総数



資料出所：石垣市「男女共同参画社会づくりに関する市民の意識と実態調査」(平成17年3月)

認可外保育施設・学童保育等への支援

認可外保育施設や学童保育等への適切な指導を行なうため、指導基準に基づき指導や支援を行なってきました。

今後とも継続し指導基準を周知・啓発し支援していく必要があります。

妊娠・出産期における健康支援

核家族化で周りに妊婦、出産期の対処・育児ができない環境におかれ、孤立した子育て等が問題を引き起こし、心身ともにケアを必要とする様々な母子の問題が起こっています。一方、本市においては、県立病院の産婦人科が休止に追い込まれるとの不安から女性団体や市民グループが産婦人科医師の確保を求め署名活動を行い、議会においては、議決が行われるなど、県や関係機関への要請行動を行っています。

このような状況の中で、すべての妊婦が安心して出産できるよう、また、母子の健康支援を図るため、環境の整備と充実、母子保健推進員等の支援策を推進していく必要があります。

また、妊娠、出産、育児の精神的、肉体的な健康問題を父親が理解し男女共に参画できるよう啓発していく必要があります。

主要目標 3 自立促進のための福祉の充実

現状と課題

近年の核家族化・高齢化の進行により、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加しています。高齢者の多くは経済、健康、就労、孤独などについて、様々な不安や問題を抱えています。高齢者が地域で安心して生活できるような施策の一層の充実強化に努めなければなりません。

障がいなどを持つ人や介護を要する高齢者のいる家庭では、介助や介護が絶え間なく必要とされています。障がいなどを持つ人が地域で安心して豊かに暮らすことができる在宅福祉サービスの充実、生涯にわたってライフステージに応じた相談や援助に努めるなど、障がい児者のための総合的施策の展開を図る必要があります。

ひとり親家庭では、就労、家事、子どもの養育等を一人で負うことになり、過重負担にならざるを得ません。このため、ひとり親家庭の経済的自立の促進や児童養育支援のための社会的サービスの充実の推進が必要です。

親や配偶者の介護負担、自身の高齢化に伴う生活不安など、高齢社会の問題は、より女性の問題であるという面が強いといえます。こうした高齢者及び家族の生活安定と自立のための施策を、高齢者福祉施策との連携のもとに充実を図らなければなりません。同様な支援は障がい者世帯にも必要です。また、離婚率の高まりとともに、今後も母子・父子世帯が増加すると考えられますが、就業支援、相談事業などを通じた生活の安定と自立のための支援が必要です。

…具体的施策…

高齢者、障がい者等の経済的自立支援

仲間づくりや生きがいづくり等の精神面での支援や場所づくりは、孤立しないために最も重要です。高齢者においては、シルバー人材センター等で就労の場を提供し経済的な安定を図り生きがいのある生活を支援する必要があります。

障がい者においては、就学支援が不十分のため経済的な自立が難しいこともあり、個人にあった仕事の開発、雇用の拡大が必要になっています。

ひとり親家庭への生活自立支援

母子や父子家庭におけるひとり親家庭への経済的支援に児童扶養手当や母子及び父子家庭医療費助成等が行なわれています。

今後とも経済的社会的な自立のための支援策を講じていく必要があります。

基本目標4 平和・国際交流・環境保全 ・文化の創造への参画促進

【はじめに】

人間の未来が地球環境問題によって脅かされている危機意識から、21世紀は「環境の世紀」といわれています。現在、地球環境は様々な問題を抱え、特に、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、熱帯林の破壊、緑地の砂漠化、海洋汚染、生物多様性の減少、サンゴ礁破壊などは大きな問題になっています。

石垣島においても、赤土流出問題やごみの不法投棄等の環境問題を抱えています。それらを解決するため、これまでの効率性や生産性を優先した消費型社会を見直し、環境保全のため資源循環型社会の構築をめざし、開発と発展をめぐる意志決定の場での男女共同参画が求められています。

「環境保全と開発」は、その実行過程においてどれだけ「男女共同参画」が行われたかが評価の対象となります。すなわち、男女共同参画の視点に立った施策一言い換えれば男女の性差を問わず、みんなの意見が公平に反映された計画が策定され実施されるかが重要となってきます。

本市は、岡崎市（愛知県）、稚内市（北海道）、上板町（徳島県）、蘇澳鎮（中華民国）、カウアイ郡（米国・ハワイ）と親善・友好・姉妹都市等を結び、市民レベルの相互理解を深めるなかから、平和な世の中の実現を目指してきました。

2001年9月11日にアメリカで起きた同時多発テロは、世界中に大きな衝撃を与えました。世界が平和になるためには、宗教や文化の違いをお互いに尊重し、相互の理解を深めることが重要です。男女共同参画による市民レベルの国際交流が、世界平和の実現につながるものと考えます

主要目標1 平和への貢献

〈現状と課題〉

沖縄戦では働き盛りの男性は戦場へ、そして女性は供出等で労働力を提供しました。また、婦人学級という名で我が子を戦場へ送る教育を受け、子どもたちまでもが戦争の犠牲になっていった悲しい過去があります。

特に八重山では、戦時中の強制移住によるマラリア罹患の問題は深刻で、多くの人びとが犠牲になりました。八重守の塔や八重山戦争マラリア犠牲者慰霊之碑の前で犠牲者の御霊を慰める光景は、遠い記憶を鮮明に呼び覚まします。

男女共同参画社会では、互いに違う立場の人間を思いやり、真の平和とはなにかを問い続けることが必要です。それぞれの立場が持つ暗い記憶を忘れぬよう、すべての国民が平等に平和に暮らす権利を持っているということを常に念頭に置いて、平和事業への男女の積極的参画を促すことが重要です。



世界平和の鐘

①平和事業の推進への男女の積極的参画の促進

石垣島にある日本最南端の世界平和の鐘で、新春、慰霊の日、終戦記念日等に世界の恒久平和を祈念し毎年祈念鐘打が行われています。

また、すべての市民、小学生向けの戦跡めぐり、市内中高校生を対象とした平和を考える作文の募集、平和大使長崎平和祈念式典派遣事業等が行われています。

今後ともすべての市民や児童生徒への平和学習、行政と市民との共同の平和のイベント等を積極的に行い、平和の意識啓発、また、戦争を知らない子どもたちへの平和の意識づくりのため、祈念鐘打や平和祭典等へ、さらなる参画を推進していくことが重要です。

主要目標 2 国際交流の促進

…具体的施策…

①日本の南の玄関としての国際交流拠点づくりへの男女の参画の促進

外国青年招致事業（CIR）や小学校への外国語補助教師（ALT）招致事業が行われています。

これらの招致事業は、市内の児童・生徒へ外国語を通して異文化の理解や交流を深め、地域レベルの国際交流を推進しています。国際交流拠点としての人材育成は重要であり、今後とも継続する必要があります。

②県内外・海外派遣研修事業の継続と充実

カウアイ郡への中学生のホームステイ派遣事業や沖縄県女性海外セミナー「女性の翼」事業を実施しております。

今後とも人材育成事業の一環として継続していく必要があります。

異なる人種や宗教、民族、文化、慣習等に触れ、新たな環境を体験できるのは、この事業の大きな利点であり、継続していく必要があります。



沖縄県女性海外セミナー
「女性の翼」

主要目標 3 環境保全活動における男女共同参画の促進

現状と課題

八重山には亜熱帯地域特有の美しいサンゴの海や動植物群があり、他の地域に類を見ない資源が数多く見られます。その中でも、より重要なものは天然記念物や自然名勝として文化財に指定されたものがあり、国際的な渡り鳥の飛来地である名蔵アンパルは、ラムサール条約 に登録されました。

これら自然環境を保全し、後世に継承していくためには、多角的な視点からみた取り組みが必要です。

…具体的施策…

自然環境保全・エコライフ 実践への男女共同参画

赤土流出、ごみ問題、エコライフの実践、自然景観を保全する条例の制定等、環境保全については市民の協力が必要不可欠です。これまでも環境保全については女性が大きな役割を果たしていますが、さらに企画段階から女性を積極的に起用し、女性の視点を取り入れた身近なものとして環境保全に取り組む必要があります。

また、石垣島は 88 ある星座のうち 84 星座を見ることができるところから、国立天文台の設置場所として選定されました。このように恵まれた条件を今後も活かし、自然観察会や南の島の星まつり等の実施により、石垣島の素晴らしい自然環境について啓発する必要があります。

今後も引き続き自然環境を保全するため、赤土流出問題、ごみ問題、マングローブ群生の自然保全は最も重要で適切な対策が求められます。

また、南の島の星まつりを実施するには、この星空が見える環境を守ることが大切です。自らの子や孫にこの環境を引き継ぎ、将来的にはライトダウンせずとも常に身近に星空のある環境づくり・まちづくりが望まれます。

身近な環境整備

身近な環境問題として、ごみ問題があります。ごみの 5 種分別、有料化を実施し、減量化が図られていますが、消費生活の多様化、人口の増加等により家庭から排出されるごみは増加傾向にあるのが現状です。過去の調査で、本市の 1 日 1 人当りの排出ごみ量は、県内でも上位に位置しています。なお一層、排出の抑制が必要です。

家庭系ごみの排出抑制の手段として、家庭では女性のごみ出しをするという固定的な性差の役割分担を改め、家族全員が常にごみ問題に意識を持って、減量、資源化等について行動をすることが望まれます。

③まちづくり施策への男女共同参画

これまで都市基盤整備等の諸事業は、男性の職域と見なされてきました。現在、本市においても女性技師が2名誕生し、また、石垣市都市計画審議会には15名中2名の女性委員が登用されています。このような時代の流れを受け、農林水産・都市建設等、行政内部からも都市基盤整備における男女共同参画が期待されます。

今後、まちづくり施策に携わる女性技師・女性委員の登用をさらに拡大し、性別職域分離を積極的に撤廃し、すべての市民が住みやすいまちづくりを推進する必要があります。

主要目標 4 女性史の調査、研究

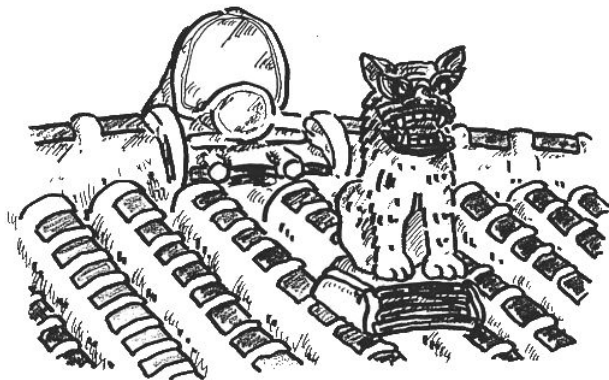
〈現状と課題〉

現在、宮城文著『八重山生活誌』をはじめ、女性が自らの体験を基に、貴重な資料を残した例があります。しかし、これらの刊行物は個人史的な性格も強く、著者が育ってきた環境や職種が強く影響しています。このような現状を踏まえ、明治期から残る新聞や年表等を活用し、女性たちが権利獲得のために歩んできた道を正確に記録し、男女共同参画社会の中で共有することが必要です。

…具体的施策…

①八重山女性史の調査、研究

ジェンダーフリーの視点に立って、女性が権利を得るために歩んできた長い道のりを整理し、未来につながる発展的な男女共同参画社会への記録を残す。



第4章 計画の推進

この計画を効果的に推進するため、全庁的な体制で取り組むとともに、主体である市民と行政がともに参画し男女共同参画社会の実現を促進するため、次のような体制を確保する必要があります。

1. 具体的施策の担当部署

基本目標	主要目標	具体的施策	必要な事業	主管課
1 人権尊重・男女平等の意識づくりと実践の促進	1 「いしがきプラン」の広報活動の促進	広報活動と講演会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 1. 講座・フォーラム・出前講座などの開催。 ポスター・パンフレットの活用、標語募集等。 広報誌・情報誌(まるざー)等による啓発。 市のホームページや広報版活用の充実。 各公民館の掲示板の活用。 市民講座ゆめみらい。 	生涯学習課 広報広聴課
		各地域における講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> 2. 自治公民館の行事等における「いしがきプラン」男女共同参画に関する広報資料等の配布。 自治公民館等への出前講座。 	生涯学習課 広報広聴課
		メディアにおける男女の人権尊重の促進	<ul style="list-style-type: none"> 3. 「メディアと人権」に関する学習、講座等の開催。 メディア内容を主体的に選択し、読み書き、活用・発信できる能力(メディア・リテラシー)を育てる教育の推進。 ジェンダーに敏感な視点に立つメディア・リテラシーの育成。 学校教育をはじめとした様々な場面におけるメディア・リテラシーの取り組みの推進。 メディア関係者との意見交換会を通じた女性の性と人権尊重への配慮などの理解と協力を求める。 	情報推進課 広報広聴課
	2 人権と男女平等感に基づいた教育の推進	児童生徒に対する人権と男女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 1. ジェンダーフリーの視点に立った各学校の教育推進計画の作成。 固定的な性別役割分担意識の是正に向けた教材・カリキュラム。 混合名簿の導入等の研究開発。 男女共同参画をテーマにした作文コンテストや紙芝居・劇等の実施。 男女共同参画による学校運営の推進。 人権の視点にたった性教育の推進。 石垣市で、男女平等、子どもの権利条約などのパンフレットをやさしい文書で作成し、児童・生徒に配付する。 石垣市人権擁護委員協議会による人権教育の推進。 「男女共同参画週間」の趣旨の啓発。 	学校指導課 広報広聴課
		保育所・幼稚園における人権と男女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 2. 就学前における男女平等教育の推進。 保育所や幼稚園でのジェンダーフリーに敏感な視点に立ったカリキュラムの開発。 保育士や幼稚園教諭の男女平等意識づくり研修会の実施。 保育所、幼稚園における職場への両性の配置。 	児童家庭課 学校指導課
		学校関係者(教職員・保護者)における人権と男女平等意識の定着促進	<ul style="list-style-type: none"> 3. 教職員に対する男女共同参画意識の研修の充実。(出前講座等の活用)。 人権教育担当教員を対象とする研修講座の開催。 教職員と保護者が共に学習する機会の推進(講演会・シンポジウム等の開催)。 男女共同参画に関する「親子講座」の開催。 	学校指導課 広報広聴課
		家庭・地域における人権尊重と男女平等の実現	<ul style="list-style-type: none"> 4. 男女共同の家庭(家事・育児・介護)に関する学習機会の提供と講座の開催。 仕事と育児・介護の両立に関する法律制度の活用。 	生涯学習課 福祉事務所

1 人権尊重・男女平等の意識づくりと実践の促進			<ul style="list-style-type: none"> ・自分らしい家庭に対する理解と認識の浸透。 ・家事・育児・介護問題を気軽に相談できる場所の設置。 ・地域活動・子ども会・地域PTA活動等における男性の参画の促進。 ・男女共同子育ての推進。 ・育児・介護休業法の普及・促進。 	生涯学習課 広報広聴課
	3 人権としての性の尊重	女性へのあらゆる暴力の根絶	<ol style="list-style-type: none"> 1. 配偶者等に対する暴力は犯罪であることのDV法の啓発。 ・シェルター の設置促進。 ・配偶者間の暴力調査の実施。 ・加害者に対する更生対策の実施。 ・女性相談室の充実・周知(相談対応マニュアルの作成)。 ・警察関係機関との連携、地域の安全ネットワークの活用。 ・児童虐待防止プログラム等による研修の実施。 	児童家庭課
		未成年者の性の悩み相談窓口の設置	<ol style="list-style-type: none"> 2. 性と人権に関するカウンセリングの実施。(エイズ・ピアカウンセラー 等) ・カウンセラーの人材育成。 	児童家庭課 学校指導課
		女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)意識の浸透	<ol style="list-style-type: none"> 3. リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関する学習。 ・多様な個性を認め合う生き方の土壌づくりの推進。 ・妊娠出産に関しての自己決定権の尊重やライフスタイルの多様性への理解の促進。 ・関係図書・資料の充実。 	健康福祉センター
	4 社会制度・社会慣習の見直し	固定的性別役割分担意識の見直し	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広く市民に対し女性に関わる諸問題についての理解を深めるためのフォーラム等の開催。 ・男女共同参画週間等の活用(啓発資料の作成)及び啓発活動の推進。 ・固定的性別役割分担意識の見直しのための研修会や講習会の開催。 ・女性団体、経済団体、教育関係団体等の各種団体や企業と連携を図り普及啓発の推進。 ・あらゆる分野で文書等が、性別による固定的な役割分担等を助長し連想させることのないよう、表現の「ガイドライン」の作成。 ・あらゆる機会や多様な媒体を通じ、幅広い広報・普及活動の展開。 	児童家庭課 学校指導課
社会制度及び社会慣習の見直し		<ol style="list-style-type: none"> 2. 現行の社会制度や法律等について、男女共同参画の視点から読み解くための情報や学習機会の提供。 ・男女共同参画に関する図書・資料の充実。 ・男女共同参画の視点に立った社会制度の見直しと意識改革。 ・ジェンダーフリーの視点に立った社会活動の活性化または推進。 ・市職員・教職員に対する研修の充実。 ・女性の無償労働(家事)に対する適正な評価の推進。 ・現行の社会慣習について、男女共同参画の視点に立った慣行の見直し・点検に向けた啓発。 ・職場・家庭・地域社会における慣行の見直し。 ・あらゆる分野で男女共同参画を進める社会気運の醸成。 ・女性の無償労働に対する適正な評価の推進。 ・市職員・教職員に対する研修の実施。 ・不平等的慣行解消に向けての啓発(ポスターやパンフレット等)。 	学校指導課 広報広聴課	
5 男女共同参画推進条例の制定	男女共同参画推進条例の制定	<ol style="list-style-type: none"> 1. 条例制定に向けた現状と課題についての点検。 ・条例制定の必要性、条例制定の考え方、条例制定により期待される効果。 	総務課 広報広聴課	

2 男女共同参画社会づくり	政策 女性参画 方針 決定の 拡大 過程 への	1 あらゆる企画立案過程への女性の積極的登用	1. 各企業・各団体等についても、女性の登用を促進するための広報活動を行う。	全庁 広報広聴課
		委員会・審議会等への積極的女性登用の拡充	2. 各審議会・各委員会等の女性登用については、総務課及び女性行政担当部署でチェックし、目標値30%に向けて女性登用を促進する。	全庁 広報広聴課
		女性リーダー育成と女性団体及び諸団体との連携と拡大	3. 女性のための研修機会を増やすこと。 女性ネットワーク組織の拡大。	総務課 教委総務課
		職場の男女共同参画意識の高揚と女性の管理職の登用	4. 職場研修等で第二次プランを研修項目の中に入れる。市民の意識の啓発が必要。	総務課 教委総務課
	職場 保 障 お と け る 平 等 の 権 の 推 進	2 職業能力の男女平等の確立とチャレンジ支援の推進	1. 男女雇用機会均等法の周知徹底と各職場における意識の啓発運動を行なう。 男女共にできるような講習会等の門戸の拡大。 女性の能力が生かされていないので、チャレンジする障害壁を無くす。	商工振興課
		女性の人権を保障する就業条件及び雇用条件の整備	2. 雇用主への意識啓発を図る。 市のふれあい相談室の活用促進。	商工振興課
		セクシュアル・ハラスメント防止及び被害者対策の推進	3. 職場研修の場での意識の啓発を図る。 被害者の相談窓口の設置。	総務課 教委総務課
	政策 女性参画 方針 決定の 拡大 過程 への	3 家事・育児・介護等における男女共同参画の促進	1. 「家庭の日」や休日においても家事・育児・介護の共同参画を促進する 男性の育児休業・介護制度の活用の推進	児童家庭課 広報広聴課
		地域活動における男女共同参画の促進	2. 活動拠点(コミュニティハウス)の整備と地域活動に参加できるゆとりの確保	生涯学習課
		新たな地域コミュニティへの参画推進	1. 近隣への声かけと見守り。	生涯学習課 都市計画課 市民生活課
	職場 保 障 お と け る 平 等 の 権 の 推 進	4 女性の適正な労働評価と快適な就業環境の整備推進	1. 農業経営者としての確保と確立。 やり甲斐のある農業推進のための条件整備として家族経営協定の推進。 トイレの設置	農林水産部
		農漁業者としての能力向上と職業観の確立	2. 漁業者が学習できる体制の整備。 農漁業者への理解者を増やす活動。 農林漁業女性リーダーへの研修機会の確保。 漁業にかかわる女性への漁協組合員への資格取得と加入促進。	農林水産部

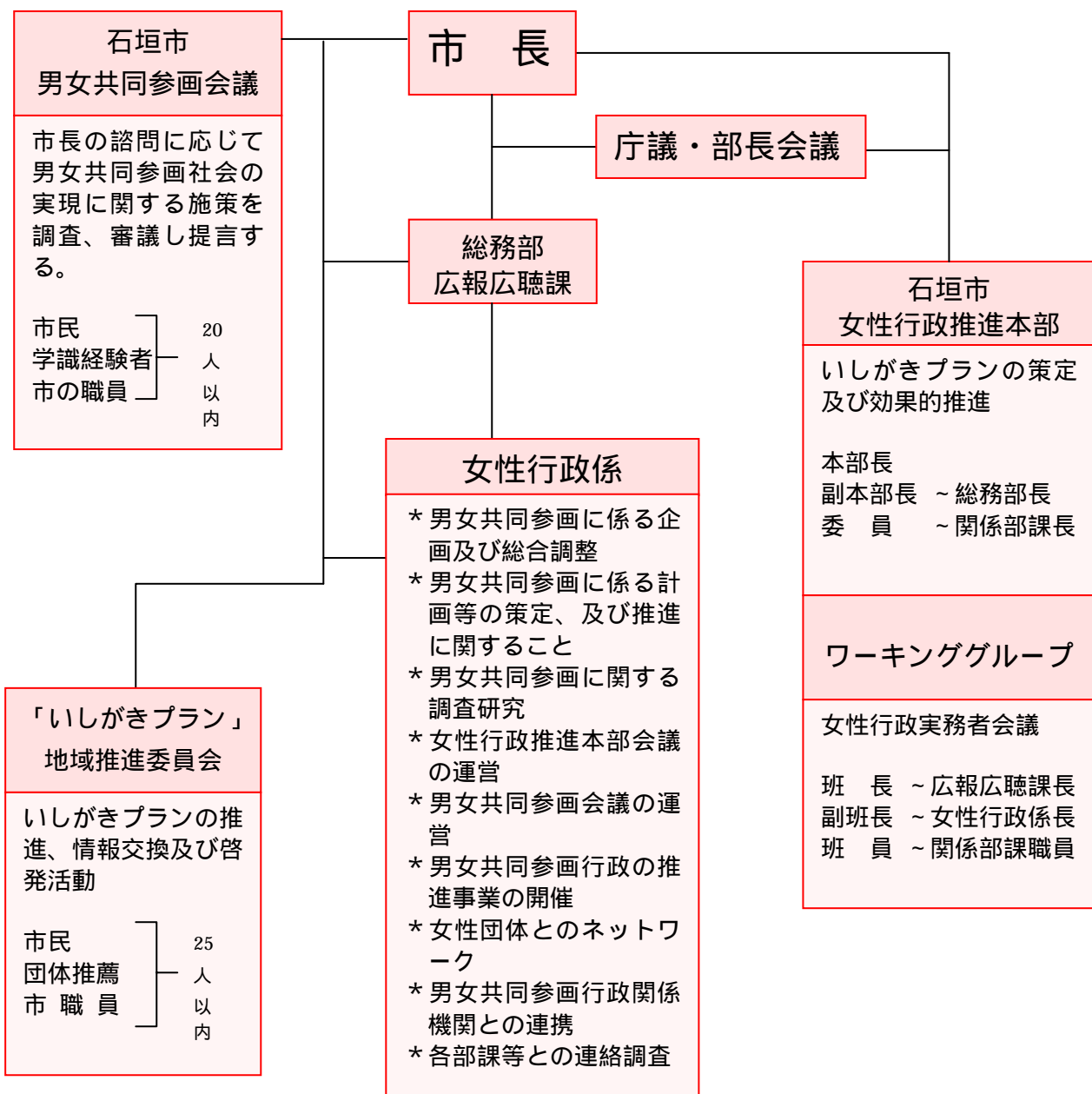
		新しい地場産業おこしと起業組織育成	<ul style="list-style-type: none"> 3. 島の特産品開発。 流通体系の確立。 加工施設や設備等の整備。 加工技術習得のための研修機会の確保。 起業組織の育成支援。 労働力の確保や原材料の確保。 生産物の付加価値向上と特産品の開発支援。 異業者間の交流 	農林水産部
3 安定した暮らしを作るための条件整備	1 男女が働き続けられるための条件整備	就業形態の拡大と充実並びに条件整備	<ul style="list-style-type: none"> 1. 育児休暇・介護休暇制度の啓発促進。 モデル職場の紹介。 多様な就業形態を推進するワークシェアリング 導入の推進。 就職支援を推進(資格取得、再教育、講座の開催)。 啓発運動の強化充実(拡大)。 	商工振興課
		伝統工芸産業の振興と従事者の育成	<ul style="list-style-type: none"> 2. 伝統工芸産業の次世代への啓発講座の開催。 一村一品運動、地産地消の推進。 	商工振興課
		女性の起業促進及び支援	<ul style="list-style-type: none"> 3. 女性起業家のセミナーやコンサルティングの実施。 女性企業家のネットワーク作り。 関係機関と連携し経営指導員の養成。 女性起業支援相談窓口の設置。 女性起業家へのバックアップのシステム推進。 	商工振興課
		職業訓練機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 4. 研修機関との連携により講座を実施し、意識の啓発をする。 出前職業訓練の要請。 	商工振興課
		介護支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 5. 介護保険制度の市民への啓発(情報提供・講座等の開催)。 在宅介護者への支援。 (在宅介護成功事例や体験者の活動の紹介。) 介護保険の適正なサービスの推進。 	介護長寿課
	2 育児期の条件整備	育児休業法の円滑な施行と促進	<ul style="list-style-type: none"> 1. 男性育児の活用の促進及び職場復帰の条件整備。 子育ての喜びを享受するフォーラムの開催。 	総務課 教委総務課
		石垣市子育て支援行動計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 2. 両親学級、育児参加の促進。 育児相談、保育相談、子育てセミナーの充実。 ルーキーママへの子育て支援の周知と啓発。 	児童家庭課 健康福祉センター
		児童クラブ及び子どもの居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 3. 児童クラブ及び子どもの居場所づくりの拡充。 空き教室の利用の工夫。公園等の環境整備。 	児童家庭課 生涯学習課 学務課
		認可外保育施設・学童保育等への支援	<ul style="list-style-type: none"> 4. 新すこやかプランの啓蒙。 学童保育等への支援。 公的な学童保育室の設置の推進。(空き教室の利用) 	児童家庭課
		妊娠・出産期における健康支援	<ul style="list-style-type: none"> 5. すべての妊婦が安全で安心して出産まで相談できる拠点づくり(窓口)。 子育て支援の社会的啓発(ネットワークづくり)。 母子保健推進員の支援の強化。 	健康福祉センター

	3 自立の促進 福祉の充実	高齢者、障がい者等の経済的自立支援	1. 授産施設等の製品の購買奨励。 ・地場産業の消費推進、市民の意識の啓発。 ・官公需の推進。 ・それぞれに適した職種の開発と支援、就業支援、ネットワークの確立。	介護長寿課 福祉課 商工振興課	
		ひとり親家庭への生活自立支援	2. ひとり親家庭への介護者派遣制度の促進(ヘルパーの支援)。 ・就業の支援(仕事の紹介、訓練等)。 ・安心して働けるための保育支援。	児童家庭課 商工振興課	
4 平和・国際交流・環境保全・文化の創造への参画促進	1 平和貢献への促進	平和事業の推進への男女の積極的参画の促進	1. 平和学習の推進。 ・平和事業への児童、生徒、すべての市民の積極的参画。 ・平和を考えるフォーラムの開催。	広報広聴課	
		2 国際交流の促進	日本の南の玄関としての国際交流拠点づくりへの男女の参画促進	1. 石垣在外国人とのふれあいの場の推進。 ・外国青年招致事業(CIR)、小学校への外国語補助教師(ALT)配置の継続。 ・異文化交流講座の開催。	広報広聴課
			県内外・海外派遣研修事業の継続と充実	2. カウアイ市へ中学生ホームステイ派遣事業の継続。 ・沖縄県女性海外研修セミナー「女性の翼」への派遣の推進。 ・青年の船への積極的参画。	広報広聴課 教委総務課
		3 環境保全・文化の創造への参画促進	自然環境保全・エコライフ実践への男女共同参画	1. 環境保全活動への市民の積極的な参画。 ・南の島の星まつりの継続・自然観察会の実施。 ・天文台を活用した星空見学会の実施。	都市建設部 環境政策課 観光課
			身近な環境整備	2. ごみの分別、リサイクルの継続推進で「もったいない」の心を養う。	生活環境課
			まちづくり施策への男女共同参画	3. 女性の視点でのまちづくりの推進。	都市建設部
		4 女性研究の調査、	八重山女性史の調査、研究	1. 女性史関係年表の整理と調査・研究の推進。	市史編集課

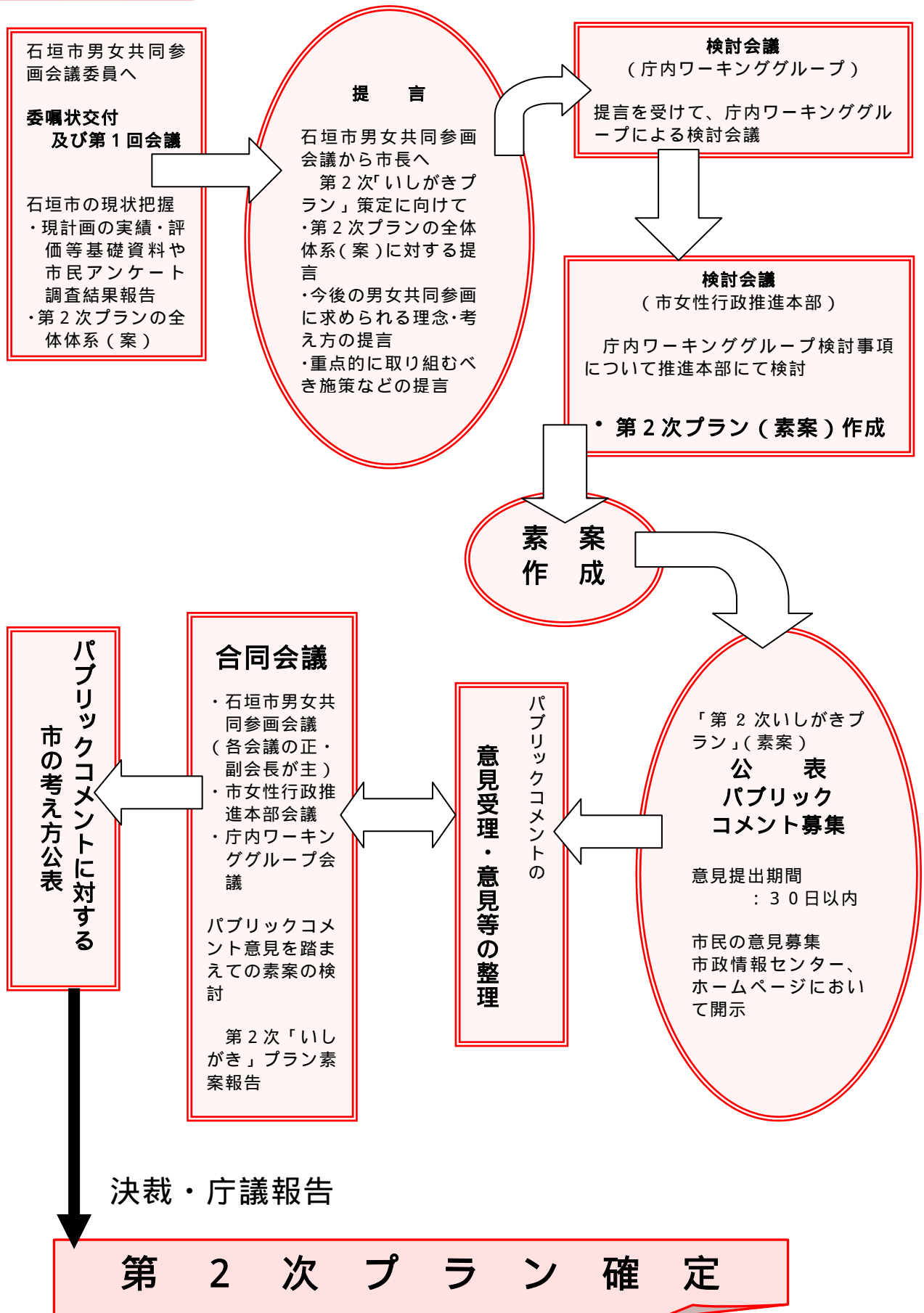
2. 男女共同参画行政庁内推進体制の充実・強化

- ・この計画を実施するためには、庁内職員すべてが、男女共同参画の意識をもつことが必要であり、各課の施策において常に男女共同参画の視点を基本にしつつ、推進することが求められます。
- ・これまでの全庁的な男女共同参画行政の推進体制を充実・強化し、その的確な運用については、年度ごとに進捗状況調査をシステム化します。
- ・市民、団体及び事業者等で組織された各会議等の男女共同参画を推進するために機能の充実を図ります。

推進体制フローチャート



3. 策定手順



第2次いしがきプラン策定経過

年 月 日	会議などの開催状況・内容
平成16年 3月	「男女共同参画社会づくりに関する市民の意識と実態調査」実施(以下:市民アンケート):調査対象:男女2,000人
" 3月	市民アンケート回収(回収状況:63.7%)
" 4月~	市民アンケート結果集計作業(グラフ作成・分析、挿絵等)
平成17年 3月	市民アンケートまとめ(報告書)作成
" 7月	「いしがきプラン」の具体的施策の実績・評価に関する調査依頼
" 9月	「いしがきプラン」の具体的施策の実績・評価に関する調査集計・まとめ(報告書)作成
" 9月	石垣市男女共同参画会議・市ワーキンググループ会議の各委員選定及び事務調整
" 9月	「第2次いしがきプラン」(案)体系表等について事務調整
" 9月30日	石垣市男女共同参画会議委員委嘱・辞令交付式及び第1回会議(全体会議) 各部会組み分け編成
" 9月30日	第一部会会議・プラン体系基本目標・主要目標・具体的施策等の提言案検討
" 10月11日	第三部会会議
" 10月13日	第二部会会議
" 10月20日	各部正副部長調整会議
" 10月26日	石垣市男女共同参画会議(全体会議)
" 10月29日	第二部会会議
" 10月31日	第三部会会議
" 11月 2日	第一部会会議
" 11月 9日	石垣市男女共同参画会議(全体会議)
" 11月11日	石垣市男女共同参画会議会長慶田盛安三氏より石垣市長へ「第2次いしがきプラン」について提言
" 11月17日	石垣市女性行政推進本部ワーキンググループ会議(全体会議) ワーキンググループ三グループへ組み分け編成
" 11・12月	第三ワーキンググループ会議(11/21・12/5)・・・提言に基づく「第2次いしがきプラン」(案)検討会
" 11・12月	第二ワーキンググループ会議(11/22・29・12/6)
" 11・12月	第一ワーキンググループ会議(11/30・12/7・13)
" 12月15日	市女性行政推進本部副本部長とワーキンググループ各正副グループ長会議(まとめ報告)
平成18年 1月	市女性行政推進本部副本部長との事務調整・・・「第2次いしがきプラン」素案作成作業
" 1月17日	市女性行政推進本部会議の開催・・・素案作成検討会
" 1月25日~ 2月24日	石垣市パブリック・コメント制度により市民意見募集
2月25日~3月7日	石垣市パブリック・コメントに対する市の意見調整
" 3月 8日	合同会議 (市男女共同参画会議・市女性行政推進本部会議・市ワーキンググループ会議) :「第2次いしがきプラン」素案及びパブリックコメントに対する市の考え方報告
" 3月 8日	石垣市パブリック・コメントに対する市の考え方公表
" 3月 17日	決裁・庁議報告
" 3月 17日	第2次石垣市男女共同参画計画「いしがきプラン」確定